

平成25年第7回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成25年12月3日（火）

開会 午前10時01分

散会 午後 4時02分

◎出席議員（15名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（2名）

9番	板橋邦夫	18番	樋山隆四郎
----	------	-----	-------

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長

福 田 光 宏

上下水道課長

樋 山 洋 平

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

堀 江 功 一

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

薄 井 時 夫

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

小原沢 直 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 選挙第 1 号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
（議長提出）
- 日程 第 4 議案第 8 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 9 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 10 号 那須烏山市債権管理条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 1 号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 号 平成25年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 3 号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 4 号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 5 号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 6 号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 7 号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 11 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 12 号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同規約の変更について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 13 号 平成25年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）

日程 第17 議案第14号 那須烏山市ふれあい交流体験館（本館加工体験施設）の
指定管理者の指定について（市長提出）

日程 第18 議案第15号 那須烏山市ふれあい交流体験館（観光いちご園／ブルー
ベリー園）の指定管理者の指定について（市長提出）

日程 第19 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時01分開会]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さん、おはようございます。昨日のテレビで、来春、運行の烏山線蓄電池電車の名称といいますか、愛称が決まったようでございます。アキュムというスペルで言うとACCUMというアキュムという名称、愛称になったようでございます。来春からの運行に向けての本格的な始動が進んできたのかなという感じでございます。

ただいま出席している議員は15名です。9番板橋邦夫議員、18番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成25年第7回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る11月26日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（佐藤雄次郎） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 平成25年第7回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、私の3期目の市政運営につきましては、11月20日に開催をいたしました第6回市議会臨時会の席上、所信を述べさせていただいたところでありますが、激動の社会情勢の中で、また、厳しさが増す地方自治体の環境の中で、総合計画後期基本計画の着実な推進を目指して、誠心誠意住みよいまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、年末を迎えまして、国内外の動きが非常に活発になってきております。今次定例会で複数の議員から一般質問がございます。日本農政の大転換とも言うべき減反廃止に関しましても、農政族が多い与党内の協議が大詰めを迎えております。そのきっかけとなっておりますT

PP交渉は日米が年内妥結に向けて連携をして取り組む姿勢を示しておりますが、11月19日から24日までアメリカのソルトレークシティで開かれた首席交渉官会合では、物品市場アクセス分野に大きな進展はなく、12月7日から10日にかけてシンガポールで開かれる閣僚会議に舞台は持ち越されております。

日本は、米などの農産物の主要5品目の関税を守るぎりぎりの水準となります自由化率95%前後まで引き上げる方針で臨んでおりますが、他の参加国からの風当たりが強い状況が続いていると言われております。

一方で、国有企業の優遇廃止をめぐる交渉もマレーシア等の反発が強い中、アメリカは国内問題で交渉の指導力低下が表面化しておりまして、さらに、先月29日には韓国がTPP参加を表明するなど、混迷を深めておりまして、今後の動向に目が離せない状況であります。

一方で、大手企業の景気回復が鮮明になっているという明るい話題もあります。来年度の国の一般会計税収は、7年ぶりに50兆円を突破する見通しで、大手新聞社によるアンケート調査でも、国内景気が回復しているという感覚が広く浸透しているという結果であります。

このような大都市や大企業の景気回復に比べまして、地方の景気回復基調はなかなか実感できない状況が続いておりまして、特に、北関東はおくれ気味でありましたが、内閣府が発表いたしました11月の地域経済動向では、北関東の景気判断を上方修正をいたしておりまして、地方でも回復の動きが広がりつつあると言われております。

これを反映するように、10月の県内の有効求人倍率は0.87倍と4カ月連続で改善しておりまして、大学生の就職内定率も2年連続して改善いたしまして、リーマンショック前に回復しているようであります。短大生、高校生の内定率も上昇したと発表されたところであります。

来春には、消費税増税という難関がございますが、引き続き地方景気回復基調が広がることを期待し、市といたしましても企業誘致、雇用対策を進めてまいり所存であります。

さて、年明けを前にいたしまして、先週の下野新聞にJR烏山線に来春、導入されます新型車両の愛称を今、議長からもお話がありましたけれども、アキュムに決定をしたという記事があります。全国から寄せられました多数の応募作品の中から、英語で蓄電池を意味するアキュムレーターという言葉引用したということではあります、いよいよ全国初の蓄電池駆動車両運行も間近に迫ったことを実感し、改めて、この好機を市の活性化につなげる決意を新たにいたしましたところであります。議員各位におかれましても、各種事業に御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、今次定例会におきまして執行部より提案申し上げます案件は、補正予算案7件、条例案3件、議決案5件、合わせて15件でございます。何とぞ御審議を賜ります

ようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において

11番 平山 進議員

13番 小森幸雄議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきを送付したとおり、本日から12月11日までの9日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、広域連合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票により行うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定しました。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤雄次郎） ただいまの出席議員は15名であります。次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定に基づき、14番滝田志孝議員、15番高田悦男議員を指名いたします。

投票用紙を配布させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤雄次郎） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 配布漏れはなしと認めます。

次に投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（佐藤雄次郎） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（平山 隆） それでは、議席の順にお呼びいたしますので、順番に投票願います。1番田島信二議員。2番川俣純子議員。3番渋谷由放議員。4番渡辺健寿議員。5番久保居光一郎議員。7番高德正治議員。8番佐藤昇市議員。10番水上正治議員。11番平山 進議員。12番佐藤雄次郎議員。13番小森幸雄議員。14番滝田志孝議員。15番高田悦男議員。16番中山五男議員。17番平塚英教議員。

〔投票〕

○議長（佐藤雄次郎） 投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了します。直ちに開票を行います。14番滝田志孝議員、15番高田悦男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤雄次郎） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、うち有効投票15票、無効投票ありません。有効投票のうち、大谷市長13票、平塚議員2票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票は地方自治法第118条第1項及び公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。したがって、大谷範雄氏が、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤雄次郎） ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました大谷範雄氏が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） ただいまは後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の際に、皆様方の御支援をいただきまして当選することができました。ありがたく心から感謝を申し上げます。

少子高齢化社会が進行する渦中にありまして、年々増大いたしますこの後期高齢者医療費でございますけれども、これは国民的な課題でもあります。また、那須烏山市の大きな課題でもあります。引き続き後期高齢者医療広域連合議会議員といたしまして、医療給付の適正化並びに財政の安定化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市における高齢化率の状況を踏まえますと、さらにさらに保健の予防あるいは健康づくり、あるいは医療制度といったことが強く求められておりますので、那須烏山市の福祉、医療といった分野のさらなる改善も含めて、心血を注いでまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第8号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第4 議案第8号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月の地方税法改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が公布をされ、原則として平成28年1月1日より施行されますことから、那須烏山市税条例の一部改正をするものであります。

主な改正点であります。1、公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する改正。2、寄附金税額控除における特例控除額の特例。3、株式等に係る譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例などであります。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） おはようございます。それでは、命によりまして、議案第8号那須烏山市税条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

条文に沿いまして御説明申し上げます。1ページをごらんください。第33条の改正でございますが、地方税法第23条第1項の項ずれによりまして改正するものでございます。第16号というのを改正後第17号と改正するものでございます。

次に、第47条の2の改正でございます。公的年金に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する規定の一部を改正するものでございます。内容は、65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は公的年金の支払者が年金の支払いの際に、その人の年金から引き落としております、いわゆる天引きですね。これを翌月の10日までに市町村に納入することになっております。

これを特別徴収と言っておりますけれども、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合に、特別徴収から普通徴収、普通徴収といいますのは、納税者自身が納税する方式に変更されますけれども、この第1号の規定を削ることによりまして、転出されても特別徴収を継続することとする改正でございます。第1号を削ることによりまして、第2号、第3号が1号ずつ繰り上がることとなります。

次に下のほうですが、第47条の5の改正でございます。年金所得に係る仮特別徴収税額の改正でございます。2ページをごらんください。10月から3月までは、特別徴収の対象年金となっておりますけれども、4月から9月までにつきましては、国の年金機構が前年度の所得を入力しても、その年度の特別徴収に間に合わないため、4月、6月、8月の年金支給月分の税金は、前々年の所得をもとに計算した額を仮の特別徴収税額としておりますけれども、その算定方法について見直すものでございます。

内容は、前々年中の公的年金に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1相当額を、この4月から4、6、8月の年金から徴収するというものでございます。

次に、附則の改正でございます。附則第6条第4項及び附則第6条の2第4項の改正は、いずれも土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の所得割課税の特例に関するものでございます。

附則第6条第4項の規定は、所有期間が5年を超える居住用財産を買いかえたときに損失が発生した場合、2ページの下の方から3ページにかけてですが、附則第6条の2第4項の規

定は、所有期間が5年を超える居住用財産を譲渡したときに損失が発生した場合に、損益通算や繰越控除できる合計所得金額として、平成25年度税制改正で株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係るものと、上場株式等に係るものに区分されましたが、そのうちの一般株式等の譲渡損や、新たに設けられます附則第19条の2第1項で規定されます株式の発行会社の破産等により、株式の価値が失われたときのみなし譲渡損も含めて損益通算または繰越控除されることとする改正でございます。この合計額をもとに所得割課税がされることとなります。

なお、これら両条文及び附則第7条の4の規定中、第20条の2第1項とあるのを、第20条第1項と改正するのは、現在の附則第20条削除に伴いまして規定を繰り上げるものでございます。

附則第7条の4の改正でございます。寄附金税額控除に係る特別控除額の特例に係る改正でございますが、この後、5ページに出てまいります附則第19条の2、これは上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例関係の規定でございますが、この規定の新設に合わせまして引用条項を追加したものでございます。

次に、附則第16条の3の改正でございます。上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、等というふうについておりますけれども、これは等と申しますのは特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴います所要の規定の整備でございます。

なお、特定公社債と申しますのは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債を言うものでございます。

次に、4ページの下の方の欄をごらんください。附則第19条の改正でございます。株式等に係る譲渡等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組み直ししましたことに伴う所要の規定の整備でございます。株式等を一般と上場に分けたということでございます。なお、上場株式等と一般株式等は区分されまして、相互の損益通算は行えなくなるものでございます。

5ページの下の方から6ページにかけて附則第19条の2の改正でございます。現行の附則第19条の2に関する規定を削除いたしまして、地方税法附則第35条の2の2の規定新設にあわせまして、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例規定を新設するものでございます。

6ページから11ページまでの現行附則第19条の3、第19条の4、第19条の5、第19条の6、第20条、1つ飛びまして12ページの第20条の3及び15ページの第20条の5の規定は、総務省自治税務局長からの通知におきまして、条例から削除することが望ましいとされました単に課税標準の計算の細目を定める規定でありますことから、条例の性格を踏

まえまして、これを削除いたすものでございます。

これらの規定の削除に伴いまして、11ページの現行附則第20条の2の規定が現行の附則第20条削除に伴いまして、新たに附則第20条として繰り上げとなりまして、第2項条文中条ずれによる所要の改正を行うものでございます。

13ページをごらんください。現行附則第20条の4の規定も同様に、新たに附則第20条の2として繰り上げられまして、第2項及び第5項の規定中、条ずれによる所要の改正を行うものでございますけれども、14ページですね、改正後の附則第20条の2第5項第3号の規定の中に利子所得の金額が加えられる改正は、条約適用配当等に係る分離課税につきまして、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

15ページをごらんください。附則について御説明申し上げます。第1条で施行期日について規定してございます。この条例は平成28年1月1日から施行することとしておりますけれども、1つとして年金特別徴収者が市外転出しても特別徴収を継続することとする対象者の除外規定見直しや、2つとして年金所得にかかります仮徴収の算定方法の見直し等の規定は平成28年10月1日から、また、寄附金税額控除における特別控除額の特例、また株式等に係る譲渡所得等の個人市民税の課税の特例規定などの一部は平成29年1月1日施行となります。それが(1)、(2)というふうの規定されているものでございます。

第2条の第1項から第3項まで改正条例が適用されるまでの期間についての経過措置について規定しております。

説明は以上で終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 税法、税条例は極めて難解なところがありまして、ただいまの担当課長の説明を聞いてもなかなか理解しがたいところがあるんですが、2点ほどお伺いします。

これは簡単なことなんですが、今回のこの税条例によりまして、改正により影響する納税者、市内におよそ何名ぐらいいるのか。納税者の数。

もう1点は、この改正によって、市に納めていただく納税額は増えるのでしょうか。減るのでしょうか。この辺の影響額についてお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） それでは、中山議員の質問にお答えいたします。

ただいま2点ほど質問いただいたんですけれども、結論を申し上げますと、今回の改正によ

り影響すると思われる納税者数、税額の増減につきましては、3年後のことでもありまして現段階では予想がつかないというところでございます。

理由について若干申し上げたいと思いますが、平成24年度決算におきまして、年金特別徴収者数は1,335人ほどおりました。年度内に普通徴収へ移動した方が300人ほどいたわけでございますけれども、年金特徴につきまして今回の改正は、特別徴収を継続する改正ということで1つございまして、これにつきましては納税方法が変わるだけでございますので、税額総額は基本的に変わらないということでございます。

2つ目に、居住用財産の買いかえあるいは長期譲渡の際に損失が生じたことによります損益通算におきましては、該当する件数というのはさほどないものと思われましてけれども、3年後の経済情勢や取引がどう変化するか。もともなる数字が現在ありませんので、この税額に対する影響も不明ということでございます。

また、3つ目には、寄附金税額の控除の関係がありましたけれども、上場株式の譲渡損を分離課税として別計算とするものでございますが、これが寄附金控除を申告する方でこれに該当する方がどれだけいるかというようなことは、やはりちょっと予想ができないというところでございます。

次に、株の譲渡所得関係でございますが、昨年、24年度ですね、上場株式譲渡利益者につきましては、市のほうで捉えている数字は17名でございまして、譲渡所得として1,360万円ほど出ておりましたけれども、あくまでも株は損失もありますし、利益が出る場合もありますので、これにつきましてはの予測はちょっと困難というところでございます。

また、上場株式の配当所得につきましても申告分離課税でございまして、平成24年度は市のほうで配当所得があったということで、これは利益が出た方というふうに理解してよろしいかと思いますが、27人ほどで、配当所得につきましては1,500万円ほどあったというふうに承知しておりますけれども、これにつきましても、やはり株を今後どれだけ取引があるかとか、そういったことがちょっと予想できませんので、これらの理由によりまして、現在ではちょっとこれからの納税者数がどのように変化するか、あるいは税額がどのように増減するかということは予測困難ということでございます。

以上です。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の議案第8号の市税条例の一部改正についてでございますが、個人住民税特別徴収の県内一斉指定の実施にあわせて改正したものが主なものというふうに思われるんですけども、なかなか全ての給与支払者、事業者には浸透していないという状況下に

あるというふうに聞いているんですけども、それを平成26年度までに一斉に指定予告通知を納税者に出し、事業者に対しても周知をする。平成27年度から課税の実施をするということだと思っております。

この辺、何か通知文を送るだけでなく、具体的に給与支給者に対して浸透を図る指導というか、何か浸透を図るためのお願いというか、その辺のPRをどのように進めるのか。そして、その事業者にはこれを実施していただくということで何かメリットがあるような方策も考えているのかどうか。その辺の考え方について、あればお示ししたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 平塚議員の質問にお答えいたします。

平成27年度から県内市町一斉に給与所得者に対しまして、いわゆる給与天引、先ほど申し上げました給与の特別徴収ということで、住民税を給与から天引きさせていただくということで、先日、11月25日の県の税関係の会議で決定いたしまして、今後、県と市町が協力し合いまして随時PRに努めていくというところでございます。

市といたしましては、広報等に掲載をしたり、各事業者にお願いをするためにPR本をつくりまして、今後送付するというところで予定をしております。既に、ここ数年、できるだけ給与特徴をお願いしたいということで、市内の各事業所にはお願いをしております、先月から今月にかけても約30件近くの事業所を訪問してお願いしているというような状況でございます。これらにつきましては、今後、さらにいろいろな方法でPRに努めていきたいというふうに考えてございます。

なお、事業者のメリットと申しますのは、若干事業者にとってはいろいろな市町村から勤められている方があり、それだけ手間としてはかかるのかなというふうに思っておりますけれども、納税の徴収率を上げるために御理解をいただいて御協力をいただくということでお願いをしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 関連することになるかと思うんですが、来年から株式の譲渡益に対する課税、所得税及び地方税合わせて現在が10%ですね。来年からは20%になるという改正がございます。これらの点に関して、税収がそのままそっくり倍ぐらいになるのかどうか。もし今、お示しできれば税務課長からお答えいただければと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 高田議員の質問にお答えいたします。

来年、2016年1月1日以降、利子関係の金融所得課税が変わるわけでございますけれども、住民税につきましては、現行利子所得関係は住民税5%ということになっておりまして、これにつきましては、今後も変わらないんですけれども、失礼しました。3%というのが今後5%ということで、平成25年12月31日現在でその特例期間が終わってしまいますので、来年の1月1日以降は3%が5%にアップするというので、所得税とあわせると20%になるということになっておりますけれども、現在ちょっとその試算はまだしておりません。

以上です。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第9号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第5 議案第9号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正

についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、那須烏山市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、金融所得に対する課税方法の均衡化に伴い、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すとともに、東日本大震災に伴う被災居住用財産の敷地に係る特例を見直すものであります。

具体的には、所得税及び住民税において、金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式を変更するのに伴い、これに準じて国民健康保険税対象所得の範囲を見直すものであります。

また、国民健康保険の被保険者等が東日本大震災に伴い、被災をいたしました居住地用の敷地を譲渡する場合の期限の延長の特例を見直すものであります。

詳細につきましては、市民課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） それでは、命によりまして、国民健康保険税の条例改正についての説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま提案してあります税条例の改正につきましては、税務課長から補足説明のあったとおり、金融所得の一体課税にかかる部分について、国民健康保険税の所得割に係る内容を整備するものでございます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。1ページの附則第3項の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

1ページ中段の附則第6項及び新附則第7項の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に区分されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

少し飛びまして、3ページの附則第11項の改正につきましては、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の改正によりまして、条例適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う整備を行うものでございます。

少し戻りまして、1ページの下段、旧附則第7項、それから、後ろの2ページの旧附則第8項、第9項、1項飛びまして第11項、それから、少し飛びまして3ページの附則第16項の関係の削除につきましては、総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除するものでございます。

こちらも税務課長の補足説明とかぶっておりますが、同じ内容で国民健康保険税の所得割について見直しの整備をするものでございます。こちらの施行日は平成29年1月1日となります。

また、この条例による改正後の那須烏山市国民健康保険税の規定は、平成29年度以後の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 国民健康保険税条例の一部改正でございますが、内容については今の提案理由の説明でわかったんですけども、実施時期が平成29年の1月1日からということで大分先なんですよね。この辺で先ほどと質問がダブりますが、いわゆる改正の趣旨の徹底を図っても、かなり先のことになるかなというふうに思いますので、周知にあたっては十分実施時期に内容がスムーズに伝わるようなPRの仕方をしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺の対策について説明を求めるものであります。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） ただいまの平塚議員からの御指摘のとおり、施行期間がかなり先にありますので、株の取引等、これから始める方に十分周知を図るように、広報等を通じて税制の改正の内容について周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑

を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市債権管理条例等の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第6 議案第10号 那須烏山市債権管理条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市債権管理条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、低金利の社会経済の情勢に合わせ、地方税法の一部改正により市税の滞納に係る延滞金の割合が見直されたことに伴い、保険料、負担金、使用料など市税以外の諸収入金の滞納に係る延滞金の割合を市税と同様の見直しをするために関係条例を一部改正するものであります。

現在の延滞金は、納期期限後1カ月以内が年7.3%、1カ月経過後は年14.6%となっております。このうち1カ月以内の年7.3%につきましては、当分の間の取り扱いといたしまして各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中は特例基準割合とする旨の特例措置により、平成25年度の延滞金を年4.3%としております。

本案では、この特例措置を1カ月経過後にも適用させ、平成26年1月1日から1カ月以内は年7.3%を年3.0%に、1カ月経過後は年14.6%を年9.3%にしようとするものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 担当課長の詳細説明を求めます。

澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 命によりまして、議案第10号 那須烏山市債権管理条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

本年、3月の市債権管理条例の制定の折には、税外収入関係ではありますけれども、税の滞納処分にならって管理するということで税務課で御説明申し上げましたために、今回も税務課で御説明いたします。

市長の提案理由の説明のとおり、既に改正されております市税以外の諸収入金の滞納に係る延滞金等の割合について改正するものでございまして、市の債権管理条例、それから後期高齢者医療に関する条例、それと介護保険条例、4つ目に公共下水道事業受益者負担条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

税条例の延滞金関係につきましては、6月議会で審議いただきまして条例が改正され、平成26年、来年1月1日から施行されることになってございます。本案の改正も同様の改正内容でございます。この後の条文の中で、特例基準割合というのが出てまいりますが、この考え方が改正されておりますので、最初に御説明申し上げます。

改正前の特例基準割合と申しますのは、前年の11月30日時点の商業手形の基準割引率に4%を加えたものということで、現在は年4.3%となっております。改正後の新とつけて申し上げますけれども、新特例基準割合につきましては、各年の前々年10月から前年9月の各月における国内銀行の新規の貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年

の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%を加えたものということでございまして、現在では新特例基準割合は年2.0%ということになってございます。

それでは、条文に沿って説明申し上げます。1ページでございます。改正条例第1条は、那須烏山市債権管理条例の一部改正でございます。附則の第3項の改正は、第8条に規定する延滞金につきましては、当分の間、年14.6%の延滞金となっておりますのを、特例基準割合に年7.3%を加算した割合ということで、これは新特例基準割合ですね。現在では、年9.3%になります。先ほど市長が説明したとおりですね。

それから、年7.3%の延滞金につきましては、新特例基準割合に年1.0%を加算した割合ということで、年3.0%と改正するのに加えまして、第9条に規定する私債権に係る遅延損害金につきましては、当分の間、年5%の割合にありましては、新特例基準割合に年1.0%を加算した割合ということで、年3.0%になります。ただし、1%を加算した割合が年5%を超える場合には、年5%の割合と改正するものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。第2条は、那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の附則第4項の一部改正でございます。また、3ページですね。第3条は、那須烏山市介護保険条例附則第7項の一部改正でございます。これら、いずれも第1条の那須烏山市債権管理条例の一部改正同様、延滞金の率を改正するものでございます。

次に4ページですね。第4条は、那須烏山市公共下水道事業受益者負担条例の一部改正でございます。公共下水道事業の受益者負担金は、都市計画法を根拠に条例で定めているもので、その延滞金につきましても、都市計画法第75条第4項で上限が年14.5%と規定されておりますために、那須烏山市公共下水道事業受益者負担条例におきましても、延滞金の上限が年14.5%の割合と定められておりますけれども、それ以外は先ほどの説明同様、延滞金の率を改正するものでございます。

最後に附則でございます。この条例は平成26年1月1日から施行いたします。経過措置といたしまして、それぞれの条例の施行日前の期間に係る延滞金につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上、説明を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 議事進行してよろしいですか。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時49分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第7 議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第13 議案第7号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、いずれも補正予算に関するものでありますので、この7議案について一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

◎日程第 7 議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）
について

◎日程第 8 議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第 9 議案第3号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）について

- ◎日程第10 議案第4号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第11 議案第5号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第12 議案第6号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第13 議案第7号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（佐藤雄次郎） よって、議案第1号から議案第7号までの7議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第7号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号であります。平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本案は、平成25年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ3,476万9,000円増額し、補正後の予算総額を119億9,381万5,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国の地域元気臨時交付金等の額の確定に伴うもの、また、9月に発生した台風18号等による災害復旧事業に係る補正予算の計上であります。なお、人件費につきましては、6月に制定いたしました職員の給料の臨時特例に関する条例に伴う減額、及び職員数の確定に伴う減額をあわせて行いました。

内容につきまして御説明申し上げます。まず、歳出予算であります。議会費は、臨時特例条例の制定に伴い、議員報酬等を減額しますとともに、烏山線利用向上対策特別委員会の視察研修に係る費用として議会運営費を増額いたしました。

総務費では、まず財産管理費として、公有財産台帳の整備に向け、現行の課税台帳データを管理システムに取り組むための費用であります。

市有財産管理費は、消防設備点検の結果、指摘のあった旧小・中学校等の修繕費用であります。

市有財産整備費は、旧向田小学校等の経年劣化に伴う破損箇所や雨漏り等の修繕工事に係る

費用であります。

地域振興事業費は、国の緊急雇用創出事業費補助金を活用した那須烏山市元気情報発信事業に係る費用であり、下野新聞社に委託して新聞紙面やフリーペーパー等にタイムリーな観光情報等を掲載し、市の交流人口の増加と地域活性化を図るものであります。

民生費では、まず、障害者福祉事業費として、平成24年度各種国県負担金等の精算に伴う償還金であります。

在宅高齢者支援事業費は、国である生活困窮者が介護保険サービスを受ける際に、1割負担する費用の助成であります。

保健福祉センター運営費は、電気料等に不足を生じることから増額をするものであります。

老人憩の家運営費は、10月に発生いたしました台風26号に伴う屋根破損等の修繕費用であります。

児童福祉事業費は、子ども・子育て支援法に基づく制度改正に伴うシステム構築費用であります。

災害援護資金貸付金は、東日本大震災による貸付金の平成24年度下半期分の繰上償還金であります。

衛生費では、まず、水道事業会計繰出金として、水道事業費の2分の1の額を一般会計から繰り出し、安全対策事業の費用に充てるものであります。

環境対策事業費は、太陽光発電システムの設置費補助金の申請件数が増加すると見込まれるために増額するものであります。

農林水産業費では、まず、果樹経営支援対策費として梨生産者の低温・凍霜害対策に梨防霜ファンを設置する事業で、設置者の増加に伴い増額するものであります。

農林漁業災害等支援事業は、4月に発生いたしました凍霜害により被害を受けた果樹農家に対する災害見舞金であります。

商工費は、JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費といたしまして、JR烏山線に来春導入予定の蓄電池駆動車両運行に伴う歓迎イベント費用であります。

土木費では、まず、道路・橋梁総務費といたしまして、道路照明電気料に不足を生じるため増額をするものであります。

道路維持管理費は、道路維持補修のための融雪剤等の購入費用であります。

道路保全費、道路整備費は、事業実施に伴う増減であります。

市営住宅施設整備費は、田野倉市営住宅の一部改修費用であります。

消防費では、まず、消防水利施設整備費として、消火栓設置工事に伴う負担金であります。設置箇所は田野倉、大桶、鴻野山地内の3カ所であります。

防災無線等管理費は、烏山消防庁舎の移転に伴う防災警報システム構築費用であります。
教育費では、江川小学校施設整備費として、児童用トイレの改修工事費用であります。
境小学校施設整備費は、老朽化により使用できなくなったすべり台等の解体撤去費用であります。

荒川中学校施設整備費は、校舎大規模改修の実施に向けた設計業務委託料であります。下江川中学校施設整備費は、学校統合再編を見据え、江川小学校の校舎として使用する際に、下江川中学校改修と江川小学校改修を比較検討するための概算費用算出業務委託料であります。

自治会公民館施設整備費は、向田東公民館の修繕費用の助成であります。

災害復旧費では、まず、農地災害復旧事業費として、9月に発生いたしました台風16号の被害であり、国庫補助対象13カ所、市単独補助対象13カ所であります。

農業用施設災害復旧事業費は、同じく国庫補助対象10カ所、市単独補助対象12カ所あります。

林業用施設災害復旧事業費は、同じく県補助対象1カ所あります。

土木災害復旧事業費は、台風16号に続いて発生いたしました台風18号の被害に伴う施設復旧経費であり、国庫補助対象2カ所、市単独補助8カ所あります。

観光施設災害復旧事業費は、東日本大震災で被災した自然休養村施設解体に伴う設計業務委託料であります。

公債費は、市債償還金の利率見直しに伴う減額であります。

次に、歳入であります。地方交付税は、普通交付税の確定による増額補正であります。

国庫支出金は、地域の元気臨時交付金の確定に伴う追加、及び農地農業用施設・公共土木施設の災害復旧費補助金等の追加であります。

県支出金は、安心こども特別対策事業費補助金等の確定に伴う追加であります。

繰入金は、東日本大震災復興推進基金のエネルギー対策事業費への繰り入れであります。

また、普通交付税等の歳入増額に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として4名の方から寄附金をいただいております。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。
本案は、国民健康保険特別会計の事業勘定予算の歳入歳出を、それぞれ9,771万5,000円増額し、補正後の予算総額を36億4,891万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者支援金納付金額の確定に伴う増額、前年度療養給付費等負担金の確定に伴う償還金額、人間ドック検診補助金申請の増加に伴う増額であります。

これらの財源は、前年度繰越金及び財政調整基金繰入金をもって措置をいたしました。なお、

本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

議案第3号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ130万円増額し、補正後の予算総額を3億930万円とするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者健診事業の人間ドック検診における受診者数の増加に伴い、所要額を計上するものであります。これに伴い、歳入の栃木県後期高齢者医療制度特別対策補助金を増額いたしました。

議案第4号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ461万4,000円増額し、補正後の予算総額を24億6,927万円とするものであります。

歳出の主な内容は、不足が見込まれる職員人件費、居宅介護住宅改修費及び高額医療合算介護サービス費の保険給付費負担金であります。なお、財源は国庫・県支出金及び繰越金等をもって措置をいたしました。

議案第5号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ697万8,000円増額し、補正後の予算総額を3億8,378万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、南那須処理区管渠内不明水調査の結果に伴う管渠修繕費用、野上地内管渠更新工事費用、及び人件費の精査に伴う増額であります。

歳入は、下水道事業受益者負担金を実績に伴い減額するものであります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第6号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について。本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ171万6,000円増額し、補正後の予算総額を1億894万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、電気料金の値上げに伴う不足費用、興野簡水浄水場の非常用発電機の修繕費用、大木須ポケットパークの給水設備の改修工事費用であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第7号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、水道事業会計の収益的収入の雑収益等を159万6,000円増額し、補正後の予算総額5億4,238万3,000円とし、収益的支出の配水及び給水費などを1,278万円増額し、補正後の予算総額を5億4,871万円とするものであります。

収入の主な内容は、雷害保険金の支払いに伴う増額であり、支出は水道施設の機器故障に伴う修繕費、及び職員の人事異動に伴う給与など人件費の増額であります。

また、資本的収入では、出資金、負担金を572万円増額し、補正後の予算総額を7,693万2,000円とし、資本的支出の建設改良費を1,988万円増額し、補正後の予算総額を4億3,030万5,000円とするものであります。

主な内容は、配水管布設工事費等であります。

以上、議案第1号から議案第7号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に、議案第1号から議案第7号まで提案理由の説明は終了しております。

これより質疑に入ります。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ただいま上程されております議案第1号の補正予算第3号について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

ページ数で言いますと16ページ、観光費のJR線沿線整備・観光振興対策事業、イベント費用だというお話でございましたが、どのようなイベントをやられるのか。

あと、19ページですね。市長からの説明もありましたが、教育費、中学校費なんですけれども、これ、委託料ということなんでしょうか、900万円と340万円、荒川中学校と下江川中学校の設備整備という話でございます。この内容をもうちょっと詳しく御説明をいただければと思います。

あとは災害復旧が20ページから21ページにかけて、農地・農業用施設災害復旧というのと、林業用施設災害復旧、土木災害復旧と、どのぐらいの数で大きいものでいうと、どのぐらいの金額か。また、これ、査定が入るのかなと思うんですけども、いつごろの査定になるのか。その辺について説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 渋井議員の御質問にお答えしたいと思います。

16ページのJR烏山線沿線整備・観光振興対策事業ということで、130万円の予算を計上してございます。この内訳といたしましては、JR烏山線の蓄電池駆動列車、愛称というこ

とで先ほどもお話がありましたように、アキュムということで導入されるわけなんですが、それでこの列車につきましては、JRのダイヤ改正が3月中旬かまたは下旬ごろにあるということで、そのときにあわせてJR関係でも出発式、到着式ということでイベント等を開催する予定でございまして、そのセレモニー関係におきまして、烏山の観光関係のものといえば、やはり山あげ祭ということで、山あげを駅前まで到着式、仮称ですけれども、やる場合には、その山あげ祭をここで公演したいというようなことで、そのときは午前と午後の2回ということで、これにつきましては、金井町自治会の自治会長さんと若衆の方々に御協議をいただきまして、やっていただけるというようなことで、今回、それらの費用ということで歓迎イベント、山あげ祭の後援ということで120万円を計上いたしました。

それはいろいろ借り上げ料、踊り子さんとか、常磐津、音響施設、そういったものを全て網羅しまして120万円。それと、イベントに伴うポスターということで、これは10万円ということで、ポスターについてはやはりJR関係でございまして、JRの大宮支社と相談しながら、そういった駅関係にポスターを掲載いたしまして、このときのPRをいたしていきたいということで10万円を計上いたしまして、合わせまして130万円ということで、これらの蓄電池駆動列車が来るときのおもてなしということで対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま御質問のありました第10款教育費第3項中学校費ですね。その中の荒川中学校施設整備費900万円を今回、補正に計上したところでございます。

この内容につきましては、来年度、平成26年度、荒川中学校を国庫補助を受けまして大規模改修事業を予定してございます。その目的としましては、建物の適正な維持管理、それから今後の学校の統合等を見据えたことを含めまして、国庫補助を入れて大規模改修事業をやるものでございます。

荒川中学校については、平成5年度に建築されまして築20年以上たっております。そのような関係がありますので、ここで大規模改修を入れて適正な維持管理をしていくことが建物のためにもよからうということの背景がございまして、なお、想定しております内容につきましては、大規模改修事業ということで、校舎につきまして屋根、外壁、トイレ等、階段、水回り等所要の改修をやる予定で考えてございます。そちらが900万円という内容でございまして。

それから、もう1点、下江川中学校施設整備費ということで340万円の補正予算が計上してございます。こちらの内容につきまして御説明を申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、江川小学校と下江川中学校ですね。現在、学校統合の答申に基づきまして説明会等を実施しております関係上、今後、この江川小学校と下江川中学校の改修に係る費用を比較検討するための改修基本計画の業務委託、設計、監理、委託業務をやる予定でございます。

この内容については、まず、江川小学校につきましては、現在、そういった形で統合の俎上に上がっているわけですが、今後、仮に存続して使う場合、そのまま学校として使う場合という前提のもとにやった場合にどのくらいかかるかということでございます。御存じのとおり、江川小学校については昭和54年、逐次建築をした建物でございまして、築34年以上経過してございます。そういったことで、江川小学校の今言ったことを背景に、設計どのくらいかかるか、改修する内容を積算するものでございます。

詳細につきましては、耐震補強、それから大規模改修、こちらが想定になっております。こちらの大規模改修につきましては、屋根、外壁、窓、ドア、壁、床、給排水、トイレ等々かなり古くなってございます。あわせて、当学校を改修する場合には、江川小学校についてはプレハブ校舎等の仮設も必要になるだろうということを勘案して、どのくらいの経費がかかるかというものを積算する予定でございます。

続きまして、下江川中学校に関しては、今後、小学校用に改築する場合、幾らかかるかということをお前提のもとに、その経費を積算するものでございます。下江川中学校については、平成元年から2年にかけて建築された校舎でございまして、耐震構造になっている学校でございます。築24年経過してございます。

そんな関係上、先ほどの荒川中学校と同じような形で大規模改修、やはり20年を超えておりますので、適正な建物の管理ということで大規模改修ということで屋根の防水等、それから、外壁、小学校用にもし改築する場合、窓とかドアの改修、小学生用に改築する。壁のひどい部分を一部改修する。黒板についても中学生用から小学生サイズにするということです。トイレの改修等々、こちらを想定してございます。

また、小学校対応にする場合には、また遊具の設置等も入ってまいりますので、こちらを入れる予定で設計を今後考えたいということで考えてございます。そちらの経費を入れまして、江川小学校と下江川中学校の今後の改修にどのくらいの経費がかかるかを委託する事業費として340万円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 私のほうから20ページ、21ページにかけての農林水産業関係の災害でございます。農地関係につきましては11カ所、国庫補助対象で11カ所、それから、

農業用施設、国庫補助対象の田畑が11カ所で、道路、水道関係がこの予算書では2段書きになっていますが、農業用施設とありますが、これが11カ所。

それから、この中には単独事業費も含まれておりまして、単独の田畑農地関係13カ所、市単独の農業施設道路水路で12カ所という状況でございまして、御指摘の最大の事業費箇所というのを調べますと、今回は細かいものが積み重なってこの金額になっておりまして、最高で1カ所で事業費は約330万程度でございまして。

これはもう一つの御質問にありました査定とも関係してきますが、来週9日、10日、11日で那須烏山市の災害査定官が入ってくるようになっておりまして、それによりまして、若干事業費の変動というものは考えられると思います。

以上でございます。箇所数は多いんですが、事業費等が小額なものですから、何とか年度内に終わらせられるのではないかとということで今考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから21ページの土木災害復旧費について答弁させていただきます。

土木災害復旧費、国庫災害復旧箇所は2カ所、それと、市単独災害復旧箇所は8カ所でございます。国庫災害復旧工事は、小木須の四斗蒔川戸線の道路の災害と、市が管理しております逆川の護岸の災害でございます。予算上は四斗蒔川戸線が200万円、逆川が1,000万円を予定しておりました。11月20日、21日、国の査定がありまして、査定の結果なんですが、四斗蒔川戸線は120万9,000円、逆川が723万3,000円でございます。

あと市の単独災害復旧工事なんですが、8カ所につきましては、小白井1号線とか、谷浅見団地幹線3号線等の道路4カ所と、先ほど申しました逆川筋の河川の市単独の災害4カ所、計8カ所でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 大変申しわけありません。答弁漏れがありました。21ページの林業関係につきましては1路線でございます。県単事業で実施いたします。補助率2分の1でございます。

以上です。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、13ページの放課後児童健全育成事業費がマイナスになって

いますけれども、これはどのような理由からかお示しをいただきたいと思います。

放課後学童保育につきましては、おおむね各小学校区ごとに敷地内において進めているわけですが、烏山小学校につきましては、現在は、こども館の中で進めているわけですが、近い将来、これをほかの小学校と同様に小学校内の施設を利用して進めるといふふうにお聞きしているんですけども、おおむねいつ頃からどのような方法でそちらに移す考えなのか、お示しをいただきたいなと思います。

この間、烏山小学校の校長先生とお会いする機会があったので、こういう話を聞いていますと言ったら、いや、全然聞いていないということでございましたので、今後、検討委員会か何か立ち上げて、そちらに移行されるのかなというふうには思うんですけども、今後の進め方についてお示しをいただきたいと思います。

16ページです。これは先ほどの質問にダブるんですけども、JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業でございますが、新型蓄電池車両導入に伴うイベント費用ということでございまして、烏山駅前で山あげ祭をやるということでございます。これも1つのイベントとしていいんですけども、かねがね私、質問の中でも出してまいりました地元自治会とか住民の皆さんとの話し合いというようなことを質問して、それについてそういう話し合いをするというような回答があったんですけども、そういうことがやられたのかどうか。

私はそれは大金駅前のイベントホールをつくるための話し合いじゃないんですよ、私が言いたいのは、今、駅舎を改修しています。蓄電池車両も導入されます。そういうような新しい烏山線に対して、地元住民のボランティアというんですかね、そういうものを導入、育成するための話し合いを、行政の側から、いろいろな形でお手伝いいただけないですかということをお頼みするための話し合いというふうには、私はそういう認識でいたんですが、行政のほうは新しい駅舎、そして新しい電車、こういうものが導入されるにあたって、その地域住民の協力体制をとるための話し合いをやるのかやらないのか。もう一度確認をしておきたいと思います。これについては同僚議員も質問しておりますので、多くは触れませんが、その1点だけお願いしたいと思います。

それと、これは関連になっちゃうんですけど、28ページの土木費の関係で市営住宅の床基礎等改修工事というのがあるんですけど、これはどんな事業を予定しているのか。それと、その下の中学校費ですけども、烏山中学校PCB保管設置工事というのがあるんですけども、これについてはどのような内容なのか御説明をいただきたいと思います。

それと、簡易水道関係なんですけれども、大木須ポケットパークの水道設備の改修というのが先ほど説明がありましたけれども、これについてどのような事業を実施されるのか御説明をいただければと思います。

あと、総括的な話になるんですけども、今回の補正予算は6月の臨時議会で行われた職員給与の引き下げ改定に伴う補正も主な内容の1つというふうに聞いておりますが、総じて今回の補正で幾らぐらい職員給与が減額になるのか説明をいただければと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、平塚議員の御質問に対しましてお答えをいたします。

まず、放課後健全育成事業、三角の42万2,000円なんですが、主な理由といたしましては、現在NPO法人のうさぎクラブに委託をしております。委託料が年間3,795万9,000円ということで、契約額の残額50万円を減額するというので今回、減額の補正をしております。それが主な理由でございます。

続きまして、烏山小学校の基本的に児童を対象にした烏山放課後児童クラブの移設なんですが、現在、検討委員会を立ち上げてまして移設の時期とか、あとは移設の場所、例えば烏山小学校の校庭内とか空き教室を使うようなことでも今検討しておりまして、まだ、内容がある程度固まってから烏山小学校の校長とも連絡をとりながら、その辺は移設については慎重に進めたい考えでおります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

この蓄電池電車導入関係につきまして、3月中旬か下旬に山あげ祭を公演するというようなことございますけれども、そのほかにやはり物販とかそういったことが必要になってくるかなど、要するにおもてなしをする場合にそういったものでやる場合に、あと観光協会とか商工会とかあとは地元の方ということで、その方たちを交えながら、地元の方も含めて打ち合わせとか説明会、そういったものを開催いたしまして、そして、これは仮称到着式なんですけれども、その後もやはり蓄電池電車導入に係る一過性で終わることなく、5月の連休とか、そういったときにもおもてなし、そういったものをできればなというふうに考えておりますので、やはり地元の方等々を含めながら、打ち合わせ、説明会等をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 平塚議員の28ページの市営住宅床基礎等改修工事のことについて答弁させていただきます。

田野倉団地の入居者が退去するものですから、床等を改修するという工事でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） PCBの関係でございます。こちらにつきましては、各学校にPCBの入っているもの、もしくはその混入のおそれのあるトランス及びコンデンサー等がございます。こちらが有害物質ということがありまして、昭和47年以降生産されておりませんけれども、こちらの廃棄に関して適切にやりなさいということでありまして、こちらの廃棄、既にあるものをオレンジボックスというものに入れまして、そちらを集積をしまして、今後、国の指定された場所に収納して処理するまでの安全な形で収納する仮設の小屋で保管する施設でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 簡易水道事業特別会計の5ページにあります水道整備費の工事請負費が大木須ポケットパークの給水設備の改修費用でございます。

内容は、20年ぐらい前に大木須ポケットパークができましたところ、水道を引くということで増圧ポンプ場を設置いたしましたのですが、その後、改修は1回もやられておりませんで、2台あるポンプのうち1台は動かない状態ということで、それを改修する費用でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 職員給与につきまして御質問の件でございます。

今般、一般会計から水道事業会計まで総額8,408万円の人件費の削減をしております。質問にありましたように、国の要請によりまして、那須烏山市も7月1日から給与の臨時特例条例を設定いたしまして、職員の給与を削減したところでございます。

今回の補正のうち、いわゆるこの臨時特例措置によりまして実質下がった分につきましては、試算が出ております。申し上げたいと思います。ただし、給与が下がると共済費等の掛け金も負担が減ることから、2段がけで申し上げたいと思います。

純粋に職員の給与が下がった分は4,673万4,084円でございます。前に申しましたように、給与が下がったことによりまして、共済掛金が986万469円、合わせまして今回の特例措置で5,659万4,553円が減額されたところでございます。

なお、参考に申し上げますと、いわゆる国の国家公務員給与と置きかえた場合、市町村はどのくらいになるのかな。いわゆるラスでございます。本年4月1日の時点では、国が既に7.8%減額していることから、本市におきましては、105.7%でありましたが、7月に給与の特例条例を設けたことによりまして、7月1日現在の本市の職員給与ラスは、99.1%に下がっております。以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教）　それで、放課後児童クラブについては大体了解はしたんですけども、烏山小学校の敷地内に移すということは決まったんですね。それで、いつからどのような形態でやるかということは今、検討中、こういうことかどうか、そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

次に、烏山線沿線整備の関係なんですけど、沿線整備・観光振興、この窓口が恐らく商工観光課というふうに思われるんですけども、これはJR烏山線そのものが総合交通の基本でありますし、あれは那須烏山市の宝だと大谷市長はかねがね言っておりますよね。

そういう意味で、1セクション、1課の問題でなくて、那須烏山市を挙げてこれは取り組まなければならない事業ではないかと、このように思っ私はずっと質問していたわけなんですけど、どうも商工観光課に全てお任せというような感じで進んでいるのかなと思っているんですけど、先ほども私が言いましたように、新しい駅舎ができ、そして、新しい蓄電池車両が入ると。これからますます利用向上を図らねばならないと。

こういうものでございますから、もっと地域住民の皆さんと膝を突き合わせて、積極的に皆さんのできる限りの御支援をいただきたい、御協力いただきたいということを御提案して、そういうボランティア組織を立ち上げるようなことを積極的に進めていただきたいなど。各イベントごとに商工観光課任せでやるというようなことでは済まないと思うんですよ。

だから、地域住民と話してくれと、大金駅の物産センターをつくるための話じゃないですよ。烏山線そのものを守るためにも、その周辺の皆さんの御協力が何としても必要だと私は思うんですよ。そういう意味で、もっと市を挙げた各課横断的な、地域の皆さんの御協力をいただけるような話し合いを早急に持って、新しい蓄電池車両の受け入れに臨んでいただきたいと思うんですが。市長どうですかね、その辺。それが1つ。

あとは大体わかったんですが、1つ私、質問抜けました。介護保険で7ページです。高額医療合算介護サービス費というのが11万2,000円増えておりますが、これはいかなる内容なのか、御説明をお願いします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎）　大谷市長。

○市民課長（大野治樹）　JR烏山線につきましては、私のほうからお答えをいたします。

議員も御案内でしょうけれども、今、庁内内部のJR烏山線整備検討委員会というものを立ち上げておまして、これは委員長を副市長ということで、以下、横断的な課の対応をさせていただいております、事あるごとにそのような検討委員会を開催いたしております。

今、御指摘は確かに内部の検討委員会でございますから、偏っていないかというような御指摘は私も一部同感なところはあります。これまで花公園構想も、実は荒川南部土地改良区に働

きかけまして、農政課、そしてこの検討委員会と地元住民と話し合いをしながら、あのヒマワリを植えたという経緯もございます。

そういったことも含めて、観光協会あるいはこの地元の自治会のあるいは土地改良区あるいは商工会、そういったところを総ぐるみでもってこの受け皿を、あるいはおもてなしの心をぜひ養おうじゃないかというようなことを指示をいたしておりますので、今、平塚議員の意見はまさに同感でございますので、そのようなことをさらに拡充しながら拡大をしていきたいと考えておりますので、さらなる御指導、御支援をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 放課後児童クラブの関係につきまして御説明申し上げます。内部の検討委員会の委員長をやっておりますので、私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

先ほど青木課長が申しあげましたように、烏山小学校の敷地内に移設あるいは施設を利用したの活用ということをお願いしましたが、原則としてでき得れば、教育委員会並びに学校との関係、それから今後の児童数の推移等も見据えながら、できれば現在の校舎を利用した形で児童クラブが発足できればというふうに思っております。

それから、スケジュール的には、今申しあげたようなそういうものの推移を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） ただいま平塚議員から介護保険関係の7ページの高額医療合算介護サービス費というのはどういうものかという御質問なんですが、これにつきましては、介護保険と医療保険の両方に自己負担がかかった場合に、その世帯を対象にしまして高額の介護サービス費と医療費の高額療養費を合算しまして、年額の限度額を設けまして、その所得に応じまして、自己負担限度額を超えた部分については、年に1回、その分を支給するという事業費でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 2点について伺いたいと思っております。

今、平塚議員のほうから質問がありました同じ質問になりますけれども、烏山の放課後児童クラブをまた烏山小学校に移行するという話でございます。今から6年前になりますかね、烏山小学校の放課後児童クラブをそちらに移すということで、現在のこども館の中にあるわけでございます。

私はあの当時、県の少年の家をいただくのは大変施設が老朽化しているからいかなものか。やはり烏山小学校の中にとどめるべきじゃないのか。校舎の中が無理ならば校庭の一角に設け

るべきじゃないのかというような提案をしたことを覚えております。あの当時の烏山小学校の状況と今度また、前に私が言ったのと同じように烏山小学校に戻すというのには、その当時の状況と今の状況と、その学校の校長先生の考え方なのか、市のほうの考え方なのか。どこがどう変わったのか。その辺のことが、もし御説明いただければなというふうに思っております。5年たって、あれからまだ四、五年しかたっていないわけですから、なぜ、今のこども館のあそこの施設に移ったんだというふうに私は思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、この一般会計予算書の24ページから25ページに職員に関する給与とか級別の職員数が書いてございますけれども、お聞きしたいのは、この職員の中で長期休暇、これはもちろん体調を崩して長期休暇を取っている方もいらっしゃると思うんですが、長期休暇を取っている職員は何人ぐらいいるのか。もし、おわかりでしたらば、今わからなければ後で結構でございますけれども、その人数を教えてください。

また、職員にはそれぞれ有給休暇があると思うんですが、その有給休暇の取得率といえますか、それも全体で何%ぐらい取っているのか。また、有給休暇以上に休んでいる職員なんかは何人ぐらいいるのか。もうこれはいますぐでは資料もお手元にないと思いますので、後でわかればお知らせいただきたいなというふうに思います。

以上2点でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 児童クラブの関係であります、5年前の状況ということなんですが、私も詳しく、その当時と現在を比較した場合の、あるいは5年前になぜ学校に置けなかったのかということなんですが、これにつきましては学校の運営といいますか、当然、現場での各教室の使い方といいますか、そういうものもあつたろうというふうに思っておりますし、当時の児童数からしますと、いわゆる空き教室の確保ができなかったというのが大きな原因のかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、今後、児童数が若干減少傾向にあるのかなというふうに思っておりますので、今後はそういうものを見据えながら検討していきたいということでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 2点ほど質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

現在、職員において長期休暇、どの程度を長期休暇という定義は難しいところなんですけれども、2年を超える休暇に入っている方が1名。2カ月未満のいわゆるこちらは傷病休暇というんですけれども、病気休暇に入っている方が1名。合計2名おります。

もう1点目の休暇の取得状況でございますが、現在は休暇、昔は年度1月から12月までで付与していたんですけれども、今は改めまして会計年度で休暇を付与していることから、今時点におきましては、職員の平成25年度の取得状況は把握しておりません。もし、平成24年でもいいということでしたら、後日お知らせ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 放課後児童クラブの件に関して、今、副市長のほうからその当時の学校の状況、いろいろな施設面でなかなか使う状況ではなかったというような御説明だったかと思うんですが、それ以前は、やはり烏山小学校の中に放課後児童クラブあったわけですよ。だから、それからして、教室数が増えたということではないですよ。あの五、六年前からね。

だから、その辺のところは、じゃあ果たして何のために5年、6年たって、わざわざ移動したものがまたもとのところに戻るのであれば、最初からあの当時、これは今から言ってもしよがないことなんですけれども、やはり烏山小学校に置いておいたほうがよかったのではないかなというふうに私は思ったものですから、今あえて質問させていただいたわけでありませう。

それから、職員の長期休暇、私は長期休暇というのは2年とかそういう単位じゃなくて1カ月以上ぐらいは長期になるのかなと。場合によっては3週間以上でも長期になるのかなということ考えておりますので、私の質問の仕方が悪かったかと思っておりますけれども、今、課長から2年以上の休暇を取っている方が1名、2カ月以上の方が1名ということでございます。

有給休暇の取得率については、もしわかれば後で教えていただきたい。それから、有給休暇以上の休暇を取っている方も何人かいるかと思っておりますので、その人数もわかれば後で教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 4点ほど質問します。まず、一般会計の補正予算の中で歳入の9ページですね。先ほど市長のほうからも、5名のふるさと応援寄附金をもらっているということですが、差し支えない程度でございますが御説明をしていただければ、お願いしたいと思います。

11ページですね。交通安全対策費4万7,000円、これは運転免許証、高齢者の方の返納なんです。現在、那須烏山市、年間何人ぐらい返納しているのか。わかる範囲でお願いしたいと思います。

あとは15ページですね。農業振興費ですね。農林漁業災害対策費ということで梨の被害補助ということでございますが、これは補助基準というのはどういうふうにして算定して、何人

ぐらいに補助したのか。わかる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

あと、重複するんですが、19ページの中学校整備費ですね。荒川中学校、下江川中学校、下江川中学校に対しては江川との設計の段階だということで、どちらの経費を差し引くんだということまで今、内容が説明されました。そのことに対しては私はいいと思うんですが、下江川中学校が江川小学校になるんだという、もう先回りしたうわさがたっているんですね。そういうこともありますし、江川小学校は耐震になっていませんので、多分お金はかかるんじゃないかなと思います。

そういう意味で、お金云々じゃなくて、もちろん地元の人もそうですが、後の、下江川中学校を改修しても、境小学校になったときのことを考えれば多分1億円近い金がかかっちゃうんですね、何ぼ中学校でも、耐震がなされてもね。そういうことも含めてお金じゃないんだよと。前提にそういうことも含めて、将来像も含めて、跡地をどうするか。素晴らしい意味でよく大きい器の中で考えてもらいたい。そういう判断の中でこの統合は進めてもらいたいということですので、私はそう思っていますので、その点の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、9ページのふるさと応援寄附金の関係でございます。205万円ということですが、内訳につきましては法人が2社、個人がお二方ということで、合わせて4件の寄附の受け入れでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 11ページ、運転免許証自主返納者内訳でございますが、平成23年度16名、平成24年度41名、今年度は直近でございますが28名。合計現在まで85名の方、自主返納で、この支援策の申請等をされています。返納されても、申請とかしな方もいますから、実際の返納者数はそれより上回るかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 15ページの農業振興費の果樹関係でございますが、御存じのように4月の凍霜害の関係で、今まで防霜ファンがついていなかった圃場にもぜひつけたいというようなことで申請がありまして、15人の方で圃場の数からすれば37圃場です。大きいところは8反歩ぐらいあります。小さいところは3反歩ぐらいです。総面積で1町4反1畝ですね。1,417アールですが、そういう状況で今回、防霜ファンを設置するということでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 先ほどの中学校の統合関係の御質問でございます。こちらにつきましては、先ほど説明しましたように、比較設計の予算を今、計上しているところでございます。そういったことで、経費面等の大物についてはこれから積算になるということでございますが、私どもとしましては、まず、建物の構造面が第1点。それから財政面、そして立地条件、そして最後に地域住民のいろいろな感情等に対する配慮。こういった4つの要件を総合的に勘案して、今後、こちらについて検討を進めるという考えであります。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 簡単に2点ほどお伺いします。

財産管理費の中で説明の中の財産管理費250万何がし、市有財産管理費、さらに市有財産整備費と3項目ほど100万円を超えるものがございます。こちらについてちょっと説明いただければと思います。

あと、先ほど来、職員人件費のマイナスの説明が多々ありましたが、大半が減額されているんですけども、民生費と商工観光費のほうで増額がされているようであります。これは単に人事異動等に伴いまして、給料の高い方がこの部署にいられているのか。あるいは臨時に職員などが採用されているのか。それだけをちょっと説明いただければと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） それでは、11ページの財産管理費100万円を超える補正が3件ほどございます。まず、需用費の249万4,000円でございます。これらにつきましては修繕費が主なものでございます。プラス消耗品が一部入ってございます。消耗品でございますが、AEDということで心臓を蘇生させる機械のバッテリーが耐用年数を超えるということで、烏山庁舎、南那須庁舎に設置しておりますAEDバッテリー交換が5万4,600円、ほかは全て修繕費でございます。

烏山庁舎、项目的に挙げますと、トイレの修繕とか、ガス湯沸かしの修繕、南那須庁舎につきましては、キュービクル絶縁改修、公用車車庫シャッター修繕、また加えて、総務課で管理しております向田小学校、興野小学校の屋内消火栓ホース交換とか、この消火栓ホースにつきましては失礼いたしました。向田小学校、興野小学校、七号中学校で消防点検を受けまして、指摘事項を改善するために今回、行うものでございます。それらが需用費として計上いたしました249万4,000円でございます。

次に、委託料でございますが、委託料210万6,000円につきましては、現在、総務課で管理しております庁内の施設の物品は一応総務課で管理しております。それらが帳票会計というんですかね、1枚の伝票ごとに集計しておりまして、総合政策課の話になってしまうんで

すけれども、地方公共団体に財務書類、財務諸表の作成が求められる中、やはりこの備品台帳に基づきまして、いわゆる減価償却を引いた生の資産が那須烏山市にどのぐらいあるのかということ把握するために、今回、那須烏山市公有財産台帳整備ということで210万6,000円を計上したものでございます。

工事請負費につきましては、先ほど申しあげました向田小学校の雨漏り、天井張りかえとか、屋根雨漏り修繕工事、西野公衆トイレの舗装修繕工事、烏山職員駐車場に1反歩以上を超える職員駐車場で、夜間になるとやはり真っ暗で自分の車も探せないということなので、4点から照明を設置して防犯上も改善するというので、今回、工事請負費として188万1,000円を補正いたしたものでございます。

あと2点目が、民生費と商工観光費が増えているよと。先ほど申しあげましたように、今回、人件費については一般会計から水道事業まで精査してきたわけですが、この人件費を当初予算で作成する時期と精査する時期がぶれます。というのは、もう既に平成26年度の当初予算は、来年の退職者を引いて現在の課の配置人数に対して予算を計上して要求してございます。

したがって、今回、12月は4月に行われる人事異動の結果に基づきまして、職員人件費を精査しますので、職員数が増えた課については増えるとか、職員の数が減ったところは減るとか、そういう精査によりまして今回、そのような結果になった次第でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 今の課長、最後のあれだけど、予算編成と実際に年度に入ってからの違いというのは当然そういうふうになると理解しています。ですから、聞いたのは、人件費の高い方が増えたがために2つの課には上がって、他は全て減っているんだけど、それなのか。あるいは職員数が増えているのか。そのどちらかということだけを聞いたわけです。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 失礼いたしました。先ほど申しあげましたように、予算編成、いわゆる退職者を引くだけなんです。新採用職員を加えて人件費を組むのが今の積算の仕方でございます。したがって、民生費及び商工観光費につきましては、何て説明したらいいのかわかりませんが、管理職を含めて給料が高い方がやめて、人事異動によって安い方が行ったと。ちょっと語弊があるかもしれませんが、昨年の実績を見ますと、退職者23名のうち、管理職手当をもらっている方が15名退職しておりますので、結果的にはそういうふうになったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私、前もって10点ほど担当課長のほうには質問事項を渡してあるんですが、その前に私、大谷市長に2点ほどお伺いしたいことがございます。

まず1点目は、本市内の震災記録の作成についてであります。震災の被災総額につきましては、9月の定例議会の一般質問の中で伺ったところ、およそ82億2,000万円との御答弁をいただいております。そこで、本市は未曾有の災害でありましたから、その被害の教訓を今後どう生かすのか。さらに震災の記録を文章とか写真、また映像などによって残す必要があるのではないかと考えております。被災したのものの中にはもう既に解体したものから、修繕が終わっているもの、建てかえたもの、また、今回予算に計上してありますように、こぶしヶ丘温泉のように被災したそのままのもの、残っているものがあります。

こういった公共施設から企業、また個人の住宅等の被災状況の主なもの、これは記録にとどめるべきではないかと、そして、これからの震災の教訓とするべきではないかとそう考えておりますが、このことについて市長はどのように考えているかお伺いをいたします。

もう1点お伺いいたします。市長にお伺いいたします。先ほどの急遽開きました全員協議会の中で、こぶしヶ丘牧場解体の助成の関係が話題になりました。今回の大震災でも、市はさまざまな助成をしております。よその市町村にはないような、例えば宅地の造成の被災者に対しても助成をしております。さらに、今回の予算を見ましても、凍霜害の被災者に対して梨の農家にはこれほど手厚いと言えるかどうかわかりませんが、助成金を出しております。また、ここの台風による災害でも、やはりこういった助成をしているわけでありまして。

そういった助成をしている中でもって、こぶしヶ丘牧場、あの施設がいかほどの被災額になったか私もわかりませんが、その解体するにあたって、市が全く助成も何もしない。これではちょっと理不尽ではないかと。また、市としては公平を欠くのではないかと考えておりますので、このことについてもひとつ御検討いただきたく思いまして、質問したわけでありまして。

それでは、課長のほうに出してあります質問を申し上げます。まず、7ページに歳出の中の補正額の財源内訳とありますね。この国庫の支出金、合計しますと1億2,005万5,000円となっております。しかし、その上の歳入のほうの国庫支出金と県の支出金、これを合わせますと1億2,537万4,000円ですね。この数字に合わないわけです。531万9,000円ほどの差があるんですが、なぜこれ、合わないのか。この辺について1点お伺いしたいと思います。

次に、1ページめくっていただきまして、8ページに国庫支出金がありますね。この中に地域の元気臨時交付金8,707万7,000円が交付されております。これは支出のほうでは消防とか学校関係のほうにこれを活用しているようですが、これはなぜ那須烏山市にこれほど多額の交付金があったのか。その理由についてお伺いします。

同じく8ページに県の支出金、安心子ども特別対策事業の補助金911万5,000円ありますね。これはやはり子育て関連の事業に支出しているようですが、これはこの900万円ほどをなぜ今回、この増額の支出になったのか。補助率等につきましても、わかりましたらお伺いしたいと思います。

次に、9ページの諸収入です。まず、東日本大震災の基金として5,000万円を今度は積み立てるようであります。500万円ですね、ここに500万円計上してあります。そうしますと、この基金の用途はこれから何を考えているのか。約1億円からあるわけなんですけど、これについてお伺いをしたいと思います。

次に、災害援助基金、先ほど佐藤議員のほうからも質問がこれに関連してありましたが、これは災害援助資金貸付ですね、ここに99万9,000円載っています。私、9月の定例会の一般質問で聞いたところ、この関係で10件で2,240万円を貸し付けたと。そのような答弁をいただいておりますが、これらの償還期限というのは何年になっているのか。このことについてお伺いします。

次に、11ページのふるさと応援基金です。このことが佐藤議員から質問がありましたが、今回のこの応援基金を含めると多分706万6,000円ぐらいになるのではないかと思います。こういった寄附を受けるにあたって、どのような寄附の働きかけをされているのか。それと、寄附を受けっぱなしではいけないと思います。この寄附金をどのような方法、何に使ったのか、これらをやはり寄附者に対しましては知らせる必要があるのではないかと思います。この辺のところ、既にそのようなことがされているのかどうかお伺いしたいと思います。

次に12ページに入りまして、市長選挙費がありますね。当初1,784万6,000円が今回、結局無投票だったために694万円ほど減額になりました。それでも、無投票でも1,090万6,000円ほどかかっているわけなんですけど、これは具体的にどんな用途だったのか。これについてお伺いしたいと思います。

次に14ページに入ります。ここに右側の説明欄に環境対策事業費としまして525万1,000円ほどあります。ここは当初でも2,500万円ほど上げているわけなんです。当初の説明ですと、太陽光発電補助金というような担当課長からの説明がありましたが、今回はこの525万1,000円が何に支出する予定なのかをお伺いします。

それに荒川中学校、下江川中学校につきましては、既にわかりました。

災害復旧関係で、今回の被災の箇所の地図を見ますと、旧南那須に集中しているようなのですが、なぜこの旧南那須だけに集中したのか。この辺のところ、何か理由がわかりましたらお伺いしたいと思います。

最後に、国民健康保険会計についてお伺いしたいと思います。国民健康保険会計の7ページ

に繰入金とありますね。財政調整基金の繰入金2,438万円を今回繰り入れるわけなんです
が、そうしますと、国民健康保険会計の財政調整基金というのは枯渇状況になるのではないかと
ありますが、この残額と、本市としてはこの基金というのはどのぐらい積み立てておくのが
標準なのか。その辺のところがありましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 中山議員から東日本大震災に関連いたします2件の御質問がございま
した。

まず、東日本大震災の記録を残したらというようなことでございます。大変大切なことだと
私も思っております。あの震災は、未曾有の千年に一度とも言われる、いわば天災とも言わ
れておりまして、那須烏山市もそのような大震災に遭遇したわけでございます。今、それを
機に防災減災に積極的に取り組んでいるところでございますが、やはり何と言っても、あの震
災、そしてあの24時間の暗黒のときを風化をさせないことが、この震災の厳しさを後世に伝
えるとともに記録を残しながら、防災、減災に取り組むのは私は当然のことだろうと思いま
すので、そのような記録に残しながら、この防災、減災に取り組む。これは大変ありがたい御提
案でもございますし、大変必要なことと思っておりますので、そのような記録については、前
向きに検討させていただきたいと思っております。

もう1件、この震災を受けたこぶしヶ丘牧場への御提言がございましたけれども、私にとり
ましてはほんとうにありがたい御提言であります。ことしもこの梨を初めブドウ、リンゴ等の
凍霜被害が発生いたしました。これも現地に梨農家に直後に入りまして、いろいろ経営者の皆
さん方の意見を聞きましたけれども、やはり今回はこの梨の被害については、避けて通れない
というより、防御体制はやれることはやったそうです。この重油をたき、そして、防霜ファン
を回しながら、それでも避け切れなかったということでございました。

ということは、いわばこれは東日本大震災と同じでございます。いわば天災であります。
そのようなところから、この一時的な見舞金制度を国、県に私は要望いたしました。しかしな
がら、県の回答については、このことについては対応できないというような回答でございま
したから、そういった意味では市の独自の制度をつくらうということで、今回、補正に上げた経
緯がございます。

こぶしヶ丘牧場も旧南那須町の酪農家の有志が立ち上げた法人でございまして、ここまでこ
の那須烏山市に貢献した、経済的にもあるいは雇用にしても、極めて貢献大なるものがありま
す。そして、那須烏山市が全国にヨーグルトを発信したことによって、かなり那須烏山市の知
名度も上がっていることは間違いありません。そのようなことが、この天災によりまして壊滅

的な状態になった。そのようなところから、やはり今までの貢献度合いからいたしましても、私は何らかの制度を、議会の御理解が得られるならば、そのような対応をさせていただくと大変ありがたいというふうに個人的な考えは持っております。

そのことについても提案をさせていただければありがたいなと思っておりますので、ちょっと簡潔な答弁にはなりませんけれども、そのような私の所感を持っているということだけお伝えをいたしまして、答弁にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、総合政策課関連の4件につきまして御説明をさせていただきます。

まず、予算書7ページの歳出の財源内訳の中の国県支出金1億2,005万5,000円と、6ページの国庫支出金1億1,372万6,000円、県支出金の1,160万8,000円、合わせまして1億2,537万4,000円との差額531万9,000円につきましてでございますが、こちらにつきましては8ページをごらんいただきたいと思っております。中段にございます14款国庫支出金民生費国庫負担金児童福祉費負担金531万9,000円でございますが、こちらにつきましては、平成24年度の児童手当交付金のほうの確定精算に伴います追加交付金ということでございまして、こちらについては一般財源の扱いとさせていただいたものでございます。

続きまして、同じく8ページの地域の元気臨時交付金でございますが、こちらにつきましては、平成24年度の3月に行われました国の大型補正予算で追加されました公共事業費に伴います地方負担額につきまして、経済対策の円滑な実施を図るという目的を持ちまして、今年度限りの措置ということで、この地方国庫補助金を除いた地方負担額の約8割が交付されたものでございます。

この事業の財源といいますか、この交付金の使途といたしましては、下江川中学校、烏山中学校のグラウンド整備、耐震性の防火水槽3基の整備、八ヶ代と金井の消防車庫の整備、県単土地改良事業費、こちらの一般財源、市の負担部分に充当させていただいております。

それから、9ページになりますけれども、東日本大震災交付金の使途はということでございますが、この基金につきましては、東日本大震災に対応するための特別の財政支援措置ということで、平成23年度の特別交付税に措置されたものでございますが、本市におきましては平成24年3月にこの特別交付税に措置されました8,937万円を基金として造成させていただきました。

また、昨年12月に町村会のほうから、購入物件の損壊にかかわります災害見舞金として1,669万4,000円をいただきましたけれども、そちらにつきましても追加で積み立てをさ

せていただいているものでございます。

この基金の使途でございますが、平成24年度予算におきましては、被災宅地復旧工事助成金に2,860万円、住宅用太陽光発電設備設置補助に1,141万3,000円を充当いたしております。また、平成25年度につきましては、住宅太陽光発電設備の設置補助に今回の500万円の補正を加えまして2,000万円、それから、被災宅地再建等資金の利子補給に100万円、災害復旧等支援金に1,260万円、避難所の防災器具整備に200万円を充当しております。平成24年、平成25年にそれぞれ充当した結果、今年度平成25年度末の残高が3,051万1,000円の見込みでございます。

11ページでございます。ふるさと応援寄附金の寄附への働きかけと寄附者への使途の説明はということでございますが、この本制度につきましては平成20年の地方税法改正によりまして創設されたものでございますけれども、本市におきましてこの平成20年度から今年度の11月末まででございますが、合わせまして72件、1,192万4,363円の御芳志をいただいております。

基金の使途でございますが、年度途中で寄附をいただいたものにつきましては、ふるさと応援基金のほうに積み立てをいたしまして、毎年当初予算の編成の段階で、それらの目的に沿った事業のほうに充当させていただいております。平成25年度につきましては178万2,000円ほど各事業に充当させていただいたというところでございます。

それから、12月までの補正を含めると、平成25年末の基金残高が546万5,000円ほどが見込まれますので、こちらにつきましても、平成26年度当初予算の際に、関係する事業のほうに充当をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、使途のPR方法でございますけれども、使い道については毎年、市のホームページのほうで、このような事業に使わせていただきましたという公表はさせていただいております。ただ、個人個人の方への通知は現在は実施しておりませんが、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

それから、PRの方法でございますけれども、都市との交流イベント、さまざまなイベントがございますが、そちらの交流イベントとかふるさと烏山会、神奈川南那須会、そちらの総会などの際にチラシを作成したものがございますので、こちらを配布させていただいて寄附制度の周知を行っているということでございます。

また、あわせまして、5万円以上の高額な寄附をいただいた方には、5,000円程度の特産物もお送りをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（粟野育夫） 12ページの市長選挙費でございます。普通一般的には選挙費が支払い終了した時点で直近の議会で補正するのが前例でございますが、今回、12月に人件費につきまして、一般会計から水道事業まで人件費を精査したことから、先行して選挙費のうち、いわゆる職員に払う投開票の事務は時間外で払うことになっております。したがって、無投票につき支払いのあれが全くございませんので、今回の人件費の補正にあわせて先行して人件費だけ減額したということでございます。

それで、御質問のとおり、当初予算が1,784万6,000円、今回減額しましたのが694万円でございますので、結果的にはまだ1,090万6,000円の予算を持っているわけでございますが、現在も市長選の執行経費支払い中でございますので、支払いが終わった時点、今後3月で最終的には精査補正したいという考えでおります。

なお、現時点での仮決算なんですけれども、現時点での市長選にかかった経費の総額は310万3,983円でございますので、来年の3月には780万円前後の補正措置を講じる予定でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、中山議員の御質問にお答えしたいと思います。

8ページの県支出金安心こども特別対策事業補助金についてお答えをいたします。この安心こども特別対策事業補助金、9種類の子育て支援の事業を行っております。この総額が911万5,000円について、国のほうから通知がございまして、同じ8ページに記載してあります国庫支出金の欄の国庫補助金児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金602万円が減額になっております。県支出金の安心こども特別対策事業補助金への補助事業名を変えて、平成25年度から県補助事業となったことに伴う歳入予算の財源振替でございます。

なお、次世代育成支援対策交付金602万円と、安心こども特別対策事業補助金911万5,000円の差額、増額分309万5,000円につきましては、主な理由といたしましては、平成27年度から新たに始まります子ども・子育て支援新制度において、国、県、市町村の情報を共有する。また、国への報告等のため、ネットワークシステムを国が導入することになったことに伴う電子システム構築費の歳入が増額になっているという形になっております。

それで、先ほどの補助率なんですけど、約2分の1という形です。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 中山議員の環境対策事業費についての内訳を説明させていただきたいと思います。

環境対策事業費の中に、エネルギー対策事業費ということで当初1,620万円ほど計上させていただいたところです。太陽光システムへの補助ということで当初1,500万円ですね。今回500万円を計上させていただいて、これからの足りない分、あとは今現在申し込みがあって足りない分を含めまして500万円の補正をさせていただいて、合計で2,000万円ですね。

あと高効率給湯器、当初120万円ですけれども、今回、今までの足りない分とこれから予想される足りないであろう金額25万1,000円を足しまして、合計で1,145万1,000円ということで、総合計で今回補正525万1,000円を補正計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 9ページの災害援護資金貸付金関係の御質問ですが、東日本大震災による貸付金ということで、議員が言われるとおり10名で2,240万円ということでございまして、償還期間が7年間で、据え置き期間が6年間でございますので、平成29年度から償還が開始となります。なお、今回の補正は1名の方が繰上償還がありましたので、補正するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 災害復旧の補助率関係でございます。ページ22、21でございしますが、農地に関しましては50%の補助率です。それから、農業用施設、道路、水路に関しましては65%の補助率ということになってございます。

しかし、今後、査定後、増嵩申請等を行って認められる場合は、さらに補助率は若干上がってまいります。基本的には50%と65%ということで御理解いただきたいと思います。

次にもう一つの、被災地がほとんど旧南那須に固まっているというお話ですが、確かに9月15、16の雨量を見ますと、日光、真岡、那須町が3けた、それ以外の県内は2けたの雨量なんですね、日雨量が。しかも、小埜地区が群を抜いておりまして、日雨量が157ミリというような状況で、2番目が那須町ですが153ミリというような状況になったものですから、森田地区から曲畑、曲田、ここに22カ所の被害があったわけですが、16カ所が集中してしまっただけです。これは原因という、やはり雨量しかないのかなということで判断せざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） それでは、最後に国民健康保険特別会計についての基金への御質問が2件あったと存じます。

7ページをごらんいただきたいと思います。枯渇状況にある基金の現在の残高はということでございます。平成24年度末の国民健康保険特別会計の剰余金の一部の1億7,000万円を基金に積み増ししまして、平成25年度当初には3億4,111万3,000円の基金がございまして、そのうち当初予算に1億7,000万円、今回の補正で2,438万円、合計1億9,438万円ということで、差し引きますと平成25年度末には1億4,673万3,000円が基金残高と予想されるところでございます。

また、もう1点の基金の標準積立額でございますが、こちらは国の指導によりまして国民健康保険会計の療養給付費の過去3年間の5%以上を積み立てるようという指導がございまして、それらを精査しますと平成22年から平成24年までを平均しますと、約30億円の給付金になりますので、5%を掛けますと1億5,000万円以上を積み立てることが国からの指導ということで来てございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） まず、市長から2点ほど御答弁をいただきました。震災記録はぜひつくっていただきたいと思っているところであります。

2点目のこぶしヶ丘牧場の果たして助成するか否かにつきましては、これは慎重に全員協議会の中でも図っていただきまして、意見の一致したところで予算を計上していただきたいと思っているところであります。

そのほか各担当課長から御答弁をいただいたところにつきましては了解をいたしました。ただ、ふるさと応援基金ですね、寄附者に何に使ったか。これはホームページ等でお知らせをしているということですが、ホームページが果たして何%の方が見られるのかわかりませんが、やはり寄附者に対しては丁重に市長名でもって、何らかの文章を出すべきではないか。そのように検討すべきではないかと私は考えているところであります。これは今後の課題としていただきたいとそう思っております。

以上で答弁は結構です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第7号までの7議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第1号から議案第7号までにつきましては、本市の平成25年度の一般会計から水道事業会計までの補正予算でございます。

中身につきましては、おおむね詳細については納得をしているところでございますが、ただ1点、全体を通じて人件費の削減ということが出されておまして、先ほどの答弁でも一般会計から水道事業会計までで人件費が8,400万円余減額をしたということでございます。これは国家公務員の7.8%の給与削減した分をラスパイレスとして地方に押しつける。こういうことで削減を促し、その分を交付税から削減をするということで押しつけてきたものであります。まさに、これまで進めてきた人事院勧告制度さえ無視したこのような不当なやり方で職員給与を削減したというのがまず1点でございます。

また、政府自身がデフレからの脱却を旗印に財界に労働者の報酬引き上げを要請しながら、このような巨額な人件費削減を地方に強要するのはまさに矛盾のきわみでございます。公務員給与削減による経済マイナス効果はそれだけで全体として1億2,000万円とも言われております。当地方でも、地域経済の大打撃になっていることは明らかであります。また、これが民間に連動するというおそれがあります。

地方財政計画では、地方公務員給与削減の措置に対して、地方6団体が自治体が自主的に決めるべき公務員給与への国の介入は、自治の根本に抵触すると。地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利することは許されない。このような抗議をした中で実施されたものであります。

公務員給与削減につきましては、各種の税収の増の中で東日本の災害復旧に使われるというようなことも含めて削減がされたと聞いておりますが、実際にその用途についてもいろいろと物議があるところでありますし、さらに法人関係の3年間のこの災害復旧の削減については、1年前倒しということでやめてしまうということでございます。

こういうことで、まさに財界主導の中で、地方公務員や住民への増税のしわ寄せがされるという中で進められているものであります。こういうような中で進められている公務員給与削減については、どうしても同意することができませんので、この部分については反対の意思表示をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第7 議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第3号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第4号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第5号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第6号 平成25年度那須烏山市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第7号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第14 議案第11号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第14 議案第11号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、佐野地区広域消防組合の解散、消防救急無線設備の整備及び管理事務の共同処理の開始、非常勤職員の公務災害補償等事務の共同処理団体の増加、下都賀郡岩舟町の栃木市への編入及び栃木地区広域行政事務組合の解散に伴い、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、共同処理をする事務に変更が生じますことから、同組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定に基づき提案を

するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 補足説明を申し上げます。

本案は、栃木県市町村総合事務組合を構成する団体数が増減する場合、共同処理事務の変更及び規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村と協議の上定めることとされ、また、当該協議につきましては、同法第290条の規定により議会の議決を受けることとされております。本定例議会に上程いたしましたものでございます。

新旧対照表1ページをお開き願います。初めに、第1条関係であります。栃木県市町村総合事務組合規約第4条組合の共同処理する事務の改正でございますが、来年4月1日から消防本部を設置しております7市6一部事務組合が総合事務組合に消防救急無線設備の整備及び管理についての事務の共同処理を開始することから、7号を新たに追加するものでございます。

次に、別表2中段の第4条第3号に掲げる事務、退職手当の支給に関する事務でございますが、来年3月31日をもって佐野地区広域消防組合が解散することから、佐野地区広域消防組合を削るものでございます。

次に、第4条第4号に掲げる事務、議員及び非常勤職員の公務災害補償に関する事務でございますが、総合事務組合の行う共同処理事務に、新たに南那須地区広域行政事務組合及び黒磯那須公設卸売市場事務組合が加わることから、新たに2団体を加えるものでございます。

次に、第4条で説明申し上げましたとおり、総合事務組合の共同処理する事務、消防救急無線設備の整備及び管理についての事務でございますが、新たに追加されたことによりまして、7号に共同処理する構成市町村、組織市町村、7市6一部事務組合を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。第2条による改正でございますが、別表第1第3条関係及び別表第2第4条関係とも来年4月4日に栃木地区広域行政事務組合が解散すること。また、4月5日には、岩舟町が栃木市に編入合併することから、所要の改正をいたすものでございます。

最後に附則関係でございますが、第1条につきましては、来年4月1日から、第2条につきましては岩舟町が栃木市と合併する4月5日から施行するものでございます。

以上で補足説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第15 議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第15 議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） 議案第12号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し

上げます。

本案は、平成26年4月4日をもって下都賀郡岩舟町を廃し、同年4月5日からその区域を栃木市に編入する廃置分合が行われることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少しますことから、同広域連合規約の変更について協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定に基づき、提案をするものであります。

同広域連合規約の変更内容は、広域連合を組織する構成市町のうち、岩舟町が脱退し栃木市へ編入することに伴い、岩舟町の議員定数1名が減となるため、広域連合議員の定数を34名から33名とするものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第13号 平成25年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行
について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第16 議案第13号 平成25年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号 平成25年度農地・農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ことし9月15日から16日にかけて発生いたしました台風18号豪雨災害により、被害を受けました農地・農業用施設の災害復旧について、市事業として施行したく土地改良法第94条の4において準用する同法第88条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

詳細につきましては、農政課長に説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の説明を求めます。

堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 命によりまして補足の説明をさせていただきます。

本災害復旧事業につきましては、先ほどの補正予算等にも重複する部分がございますが、鳥山土木雨量観測局等によりますと、先ほど申し上げましたように、日雨量157ミリ、時間雨量で54.5ミリという豪雨でありました。そのような状況の中で、国庫補助対象の農地につきましては11カ所、事業費で1,800万円、国庫対象農業用施設、道路、水路等につきましては11カ所、2,330万円となっており、国庫対象事業費計で4,130万円程度になります。

それから、市単独事業としましては、農地で13カ所、事業費308万2,000円、農業施設で12カ所、事業費で428万5,000円となり、合計で808万7,000円となります。

このような災害復旧をスムーズに進めるため、以上のような状況で推移しておりますので、よろしく御審議をくださりまして、可決くださるようお願いいたします。

補足説明とさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第16 議案第13号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第17 議案第14号 那須烏山市ふれあい交流体験館（本館加工体験施設）の指定管理者の指定について及び日程第18 議案第15号 那須烏山市ふれあい交流体験館（観光いちご園／ブルーベリー園）の指定管理者の指定については、同じ農政課関係でありますので、一括して上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎日程第17 議案第14号 那須烏山市ふれあい交流体験館（本館加工体験施設）の指定管理者の指定について

◎日程第18 議案第15号 那須烏山市ふれあい交流体験館（観光いちご園／ブルーベリー園）の指定管理者の指定について

○議長（佐藤雄次郎） 本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第14号、議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号 那須烏山市ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。本案は、那須烏山市ふれあい交流体験館、本館加工体験施設の指定管理者として、社会福祉法人大和久福社会を指定管理するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当施設は、農産物等の地域資源の有効活用、農産物の高付加価値等を進め、特産品づくりに寄与するとともに、これらの生産活動を通じ、農村住民の生きがいつくりと都市と農村の交流による地域活性化を進めるため、平成15年度県単ふれあい里づくり事業によって設置したものであり、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、社会福祉法人大和久福社会を指定管理者として指定をいたしております。

来年3月に指定管理期間が満了するのに伴い、当施設の円滑かつ効率的、効果的な運営を図るために、引き続き社会福祉法人大和久福社会を指定管理者として再指定し、特産品づくりと地域活性化を目指そうというものであり、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年であります。

次に、議案第15号は、那須烏山市ふれあい交流体験館、観光いちご園、ブルーベリー園の指定管理の指定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、那須烏山市ふれあい交流体験館、観光いちご園、ブルーベリー園の指定管理者として大里いちご生産組合を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当施設も本館加工体験施設と同目的で、平成9年度県単新生産調整対策事業及び平成15年度県単ふれあいの里づくり事業において整備をしたものであり、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、大里いちご生産組合を指定管理者として指定をいたしております。

来年3月に指定管理期間が満了するのに伴い、当施設の円滑かつ効果的な運営を図るために、引き続き大里いちご生産組合を指定管理者として再指定し、特産品づくりと地域活性化を目指

そうというものであります。指定期間は平成26年4月1日からイチゴの収穫が終了し、観光いちご園開園期間の最終日となります平成29年5月31日までの3年2カ月であります。

以上、議案第14号、議案第15号の提案理由を一括して説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の説明を求めます。

堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 補足はしないつもりだったんですが、資料をお渡ししてありますのでさせていただきます。

ふれあい交流体験館につきましては横長のものでごらんになっていただきたいと思います。今、市長からもお話がありましたように、補助事業をもちまして本館関係につきましては1,710万円ほどの事業費で立てております。

それから、いちご園につきましては640万2,950円、ブルーベリー園につきましては26万1,899円ということで、建設をしてございます。それらに伴います委託料につきましては、平成16年から平成20年までで、これは業務委託と指定管理費になりますが1,913万2,962円の経費がかかってございます。

さらに、平成21年から平成24年に関しましては、さきの平成16年から平成20年につきましては農業公社に一括お願いしていたわけですが、平成21年から平成24年まではお話がありましたように、大和久福社会、それから大里いちご生産組合にそれぞれ900万円、それと950万円という指定管理料が5年間、そういうことでお支払いしてございます。

土地の借り上げにつきましては、本館のほうは118万4,040円、いちご園とブルーベリー園につきましては367万7,142円ということで、さきの全員協議会で御指摘をいただきましたどのくらいの経費が今までにかかっているんだということになりますと、一番下の6,626万円ほどの経費を今までに投入しているということでございます。

詳細につきましては、縦長のもので、今、市長からの提案理由にありましたように、年度、金額等々記入されてございますので、御参照いただきたいと思います。

中山議員の御質問等によりますと、費用対効果ということでもございますが、いずれの施設につきましても大和久福社会の事業で実施しておりまして、片方は大里いちご生産組合がやっていることであります。市長の提案にもありましたように、さきの全員協議会でも申し上げましたように、那須烏山市の観光の拠点の大きな1つの位置づけであるというようなことを考えますと、那須烏山市の知名度アップのため等々につきまして、その費用対効果といえますか、貢献度というのは生まれているのかなというふうに担当課では感じております。

それから、3つ目になりますが、やめる気はないのかという中山議員からの御質問をいただいております。これらにつきましては、今、市長から御説明申し上げましたように、パン屋につきましては、さきの全員協議会で御説明したとおり、3年間やった後につきましては、無償貸与である施設を管理していただけるように、これからも協議をしてみたい。

それから、いちご園につきましては、前にもお話ししましたが、年齢的なところもあるというようなことですので、平成26年度1年間やっていただいて、平成27年からはもう次の平成29年の6月からやっていただけるようなそういう担い手等を探しながら、継続をしていただきたいというようなことで考えておりますので、あと3年間、今の状態のままで指定管理でお願いしたいなということでの提案でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 担当課長の詳細説明もありました。以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第14号、議案第15号についてでありますけれども、今、堀江課長から説明ありました議案第15号について、もう一度確認も含めて質問をさせていただきたいと思っております。

今回、この指定管理者として今までやってこられた大里いちご生産組合にまた指定管理をということでございます。今、課長の説明の中にもありましたように、大里いちご生産組合の代表者を初めとするスタッフの方々も、もう65歳を超えているような方が多いのではないかなというふうに思っております。

この大里いちご生産組合の代表者の方は、大里でイチゴの生産組合をやっているほかに、荒南農業法人の代表でもありまして、あの集落の水田の耕作なんかも一手に引き受けてやっておりますよね。そのほかにJR烏山線沿線の小埜の駅の前のヒマワリのあの事業も請け負っている。

ですから、代表者が3つも4つも、それと今回のこのふれあい交流体験館、観光いちご園、ブルーベリー園と4つも5つも仕事を抱えて、本当にこれ、それぞれがちゃんとしたきちんとした運営ができるのかどうか。年齢的な面、先ほど課長からもありましたけれども、そういう部分であと3年間、本当にこれ大丈夫なのか。その辺の確認をしたいと思っております。場合によっては、1年ごとに見直すこともあってもいいんじゃないのかなと。それで、平成29年から次の担い手と言いますけれども、これはその都度その都度考えるという方法もあるのではないの

かなというふうに私は考えるんですが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 確かに代表の方は3つぐらいダブっておやりになっているというのが事実でございます。ですが、今回の烏山線沿線、宇都宮烏山線沿線の花に関しましては、稲刈りが終わってからの作付けというようなことで、作業の時期につきましては既にブロックローテーションの花も、うなって種もまいてありますので、ファームあらなんという法人としての稲刈り等々が終わってから花をまいて種をまいたりしていただいております、御存じのようにイチゴに関しましては、これからがメインになってくるんですね。

ですから、体調的なものに関しましては、本当にお体に気をつけて継続していただきたいんですが、作業等につきましては、ファームあらなんはこのいちご園、ブルーベリー園をやっている方々以外に、そのファームあらなんの法人の組合員がいらっしゃいますので、お互いに農作業に関しましてはできるのかなというふうに感じております。

ただ、今、御指摘のように、御自分でも自宅の近くでイチゴをやっているんですね。ですから、その辺はやはりこの間もお話したように、男性の方3人、女性2人でやっているんですが、代表の方が若干1日丸々いられなくても、今のところ違う男性の方お二人、女性の方お二人で、藤田のほうのいちご園は対応できるのかなと。ただ、何回も申し上げますが、体調に関しましては私のほうもはっきりは申し上げられませんが、作業的には3年間健康でいらしゃれば可能なのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 私はこれ、大変代表者の方を含めスタッフの方々、またファームあらなんにおいては、この大里いちご生産組合員以外のスタッフがいるということは私も十分承知しております。ただ、だからこれだめだというわけではないんですが、あまりヒマワリの件についても、それからこのいちご園についても、ファームあらなんにしても、ある程度公的資金を投入して運営されている部分があるかと思うんですね。あまりこれを1つの法人とか、最終的に1人の個人でもいいんですが、そういうのに集中するのも今後はいかなものかなというふうに思います。

それと、やはり高齢化ということも考えると、もう少し次の担い手、将来性のある、さらに将来性のある方を発掘していくようなこともこれからは本当に前向きに考えていただかないと、これを維持するにしてもだめなのかなというふうに思いますが、その辺については農政課長、それから市長にも見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の御指摘の件でございますけれども、本市の農政の大きな課題はやはり農業後継者の問題が一番あると私は思っています。そのようなところから、農業後継者、そしてこれからの予想される減反政策、そしてT P P問題、それらの農業所得の問題、関連をしまいでまいりますので、そういった新規就農者あるいは集落営農、そういったところを推進をしていかなければなりません。

そのような形で、今回の指定管理制度も実はこれはいろいろな方に呼びかけてはいるわけがあります。そういう中で、なかなかそういったところで受け手がいないということも事実でございますので、このファームあらなんは前向きに積極的に荒川南部の土地改良区と連携を組み合わせながら、会員が大変多くいるわけでございますので、連携を組み合わせながら、このような運営にあたっておりますので、本当にしっかりと心血を注いで地域活性化のためにやっていただいている。このように私は思っておりますので、そういう中でこの地域活性化をできるだけ頑張ってもらって、やはり後継者に引き継いでいく。そういう形が理想かなと考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農業後継者に関しましては、今も体験ということに来て若手の方なんかもらっしやいます。そういう方々にも相談しながら、ただ藤田の場合、14棟あるものですから、一遍に若手が14棟のイチゴハウスできるのかなというふうなところもありますので、仲間をつくっていただいたりして、共同運営みたいな方法もとれないのかなというふうなことも検討してまいります。

さらには、J Aのイチゴ部会とも協議をしていかないと、これから今、市長が申し上げましたように、農業の問題、非常にT P Pの問題から厳しくなってくるのは本当に見え見えですので、その辺もJ Aともタイアップしながら、いちご園の存続ができればなというふうなことで、これから担い手の育成というよりも発掘というふうな形で、宝物を育てていくというふうな考えで進めていきたいというふうな考えで考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、市長から答弁いただきましたけれども、これは受け手がいないという部分もあるかと思うんですが、こういう言い方をすると大変失礼かと思うんですが、行政としては大体受けてもらえるようなところがあればありがたいわけでありまして、だから、こういうふうと同じところにいろいろな事業をお願いするというような面も、実際のところ、そういう部分も多々あるんじゃないのかな。これはあした、私一般質問の中でもしたいと思うんですが、いろいろな委員や何かにしても、やはりある程度既存の団体とか、そういうところの代表者を選べばいいというぐらいの、そういう流れがずっとあるんじゃないのかなというふうに思っております。

受け手がないのではなくて、受け手をもっと皆さんが探して歩いて、そういう若い人なりやる気のある人、今の人がやる気がないと言っているんじゃないですよ。そういう人材の発掘といいますか、そういうことにも、もうちょっと目を向けていただければなという要望だけをさせていただきたいと思います。これは答弁は結構でございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私、前もってこの指定管理につきましては、3点ほど質問事項を通知しておきました。その中の1点目は、これまでの投資、諸経費合わせて補助金も含めて公金の支出は幾らあったかという質問であります。これに対してこの横長の資料を見ますと、6,626万円ということの金額が出ておりますね。ただし、これは市の負担金だけでもって、実際には県の補助金が入っております。これを含めると9,843万1,000円、この2つの施設に公金を投じているわけですね。パンのほうは6,000万円、イチゴが3,800万円です。私もおよそ1億円の投資はしているなど、これまでの決算書から集計して見ていましたが、9,800万円ということでありました。

まず、この投資額についてはこれで了解いたしました。この6,600万円ではないということ、これは県の補助金も、我々も含めた皆さんが納めた税金の中からこの補助金として還元されているような形なんです。これも含めて、私はこのそれぞれの施設の投資額は計算するべきではないのかなと考えました。

それで2点目の質問事項、費用対効果の件です。指定管理者は市に対していかなる貢献をされたか。これにつきまして、先ほど課長は双方とも観光の拠点として相当の効果が上がったと、このような答弁と聞いておりました。ならば、あそこにパンの販売、あれが果たして観光の拠点としてどのぐらいの効果があつたのか。なかった場合には、じゃあ、どの程度のマイナスになったのか。同じくこのいちご園もですね、いちご園は私、承知していませんが、市内にも多分10戸程度の農家が栽培しているんじゃないかと思ひますし、そこでも観光いちご園とまでは言いませんが、それに近いような方法で販売やつみ取りなどもさせておりますので、この2つがなくなっても、観光の拠点云々なんていうことは全く考えられないと思ひます。

市長、これはやめるとしたら、市長の決断が必要だと思ひます。それで、行政というのは何に力点を置くかです。今一回、私はこれは考え直すべきではないかと思ひます。そして、行政には最少の経費で最大の効果を上げること。これが求められております。私は明日の一般質問の中で事業仕分けについても含めておりますので、ここでもまた質問をしたいと思ひますが、いずれにしても、私は今の説明の段階では少々、わかりましたとは言いかねない状況にあります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 御指摘ありがとうございます。数字的な面では確かに間違っておりますので、おわびして訂正させていただきたいと思っております。

それ以外につきましては、非常に即答もできないところもありますが、今後とも研究してまいりたいというふうに考えております。即断してできるというのはちょっと難しいのかなというふうに感じておりますので、お時間をいただきながらこの施設全体、それからこの位置的な地理的なものについても検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいま農政課長は時間をいただいて研究したいと、このような答弁でありました。ならば、これはここで即決をしないで、常任委員会に付託をし、私は常任委員会で必要だということになればそれに従いたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） 一括上程は異議ありということだったんですけれども、一括で上程をされました。何を言わんとしているかといいますと、わかりやすく言いますとパン屋、これはやはり大和久学園さんがやられておりますので、これは福祉の観点からというか、どっちかという福祉のほうが重きをなす形かなと。いちご園、ブルーベリー園は観光とついておりますように、どちらかという商工観光課というか、持っているのは農政課でございましょうが、そういう関連も含めて話をすべきじゃないのかなと思うわけでございます。

それで一括上程を反対したわけですが、それはいいんですけれども、それで、再度これは大和久学園というのは健康福祉課とかそういう福祉関係の管轄にもなるのかなと。クエスチョンですけれども、農政課が3年後には全て大和久学園のほうに無償貸与でやりますよと、やってくれますよと、こういうようなことなんですけれども、福祉会に多大な負担をかけるようなことがあってはいけません。障がい者の雇用がそれによって失われるというようなことは絶対あってはならない。こういうふうに思いますし、そういうことにはならないんだと思うんですけれども、その辺のことに関しては、しっかり打ち合わせができていますかどうか。その点について伺いたいと思っております。

あと、この観光いちご園ですね。民間ができることは当然民間がやるべきだというのが私は考えておまして、今、何件かはそのもぎ取りなどもやっているという中山議員の発言もありましたが、極端なことを言うと、そういうことをやってもらえるところに少しの補助金も出して、ここをつぶしちゃったほうがよっぽどいいのではないかとというふうに私は考えているとこ

ろなんですけれども。

その辺、意見はいただかなくて結構なんです、その福祉のほうの障がい者の方の働きの場や、また、その先生というんですかね、一緒に介添えする人、そういう人たちが今度金がないから仕事なくなっちゃうんだよとかというようなことであってはいけないのかなと。そういうのをしっかり担保しての話だとは思いますが、その辺を確認をしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） いちご園のほうはいいということですので、大和久福祉会のほうのパンのほうは、福祉会のほうの2番目の方、それから課長、係長、3人と、その辺の今後の運営についてのお話はこの間もしてございます。

さらに、3年後につきまして、今、渋井議員御懸念のように、運営がおかしくなっちゃうとか、利用者が減っちゃうなんていうことのないように、今、その辺はしっかりと話し合った結果で3年後はそういう経費の削減やら、人を減らすということではなくて、経費の削減の方法、それから、パンの値上げ等の検討等々、大和久福祉会のほうも一生懸命研究していて、何とか無償貸与で進むという方向で検討していただけるというのは、これはしっかり確認してございますので、その辺、もちろん毎月定例打ち合わせ会議等もやっていますので、情報的には行ったり来たりできますから、その辺、コミュニケーションをうまくとりながら、3年後も運営していただけるような方向で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 渋井議員からのパン工房の関係、私も福祉面からすれば重要な施設だというふうに理解はしております。今、堀江課長のほうからも説明がありましたけれども、3年後に無償貸与するにあたりましては、福祉会のほうからも要望が出ております。

その内容につきましては、仮に無償貸与した後でも施設が老朽化したり、あるいは故障したり、さらには地代等も当然民間の土地をお借りしておりますので、地代等もというふうな要望がございますので、これらについては最低限必要なものは、当然市において負担すべきではないかなというふうに思っておりますが、3年後の状況を見据えて、必要なものについては使用していきたいし、仮に経営が順調であれば、またその時点で検討してまいりたいというふうに思っておりますが、原則そんな考えをいたしております。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 私、大和久学園の関係者のそれもかなり責任のある方から、私だけではないんです、何人かの同僚議員が実際、懸念するところであるというのをはっきり聞かせていただいております。このままで大丈夫かな。一生懸命努力はするけどという話を聞かせてい

ただいておりますので、無理にやるんじゃなくて、しっかり道筋を立てて、この3年間の運営の中で自立できるような方策を考える。

そのためには、当然パンが多く売れたり、クッキーが多く売れたりというようなことになるのが必然的な話ですから、そういうようなお手伝いをしっかりとしていく。こういうことをしないと、じり貧で終わるといようなことになるのかなど、目標はしっかり持ってそこに向かっていくのはいいんですけども、上層部の中にも非常に懸念を持っている人がおりますし、市に対する不安も持っているということでございます。

その辺をしっかりと見据えて、やるんだということなんでしょうが、改めて再度その福祉の面も含めて話をいただければと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） いっぴにつきましては、現在、いちご園とタイアップして、あそこにあるわけでありましたが、イチゴ狩りのシーズンですと、当然イチゴ狩りのお客さんがそこに来まして、パンも買っていただく。あるいはもうリピーターになっているお客さんも中にはいるというふうに聞いておりますし、そういうことを考えまして、通所されている職員の方の就労というんですかね、これらの一助にもなっているわけでありますから、今、御指摘いただいたようなこと、さらには来年、大金駅前に仮称であります物産センターの跡地に施設を設置します。その中には直売所等も設置する予定になっておりますので、そこにもぜひパンなども置いていただいて、そこに訪れる人にコーヒーとあわせて食べていただくとか、そんなこともぜひお願いしたいなというふうに思っておりますし、経費等につきましては、3年後あるいはその1年前には今、御指摘されましたような、そういう運営面等を再度検証しながら、必要なものがあれば、市として負担をしなければならないものについては負担していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今度はいちご園の話に行きたいと思うんですけども、民間ができることは民間にお願いして、やめるという選択肢、これは結婚するよりも離婚するほうがエネルギーが必要だという話もございますが、私はやめるべきだと。このかけているお金を別なほうに振り向けて農業プラス観光のことで交流人口を増やすという新たな施策を設けたほうがいいのではないか。このように思いますが、農政課長、いかがでございますか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 御意見ごもっともだと思うんですが、いちご園もそうなんですけれども、やはり定例会等々で毎月毎月お話し合いをしながら、どうでしょうかというようなことで次の3年やっていただくために、もう1年前からそういう意見交換をしてやっていて、そ

れでもなおかつあと3年間頑張っていただけというようなことなものですから、やめるのは今だということのかもわかりませんが、一応、今、いちご園の皆さんと協議している中では、3年間だけはということで継続の意欲も見受けられますので、ぜひこの3年間は継続で指定管理の協定を結ばせていただきたいというのが、一応農政課長としての意見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これまでの担当課長の説明を聞きますと、このいちご園もパン工房も公金の支出はこれから3年限り。あとは公金の支出はないと、このように理解してよろしいのか、改めてお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 公金の投入につきましては、國井副市長からも今お話があったように、運営の状態を見ていきまして、波に乗ってくればそれはそれで民間の力としてやっていただくことも可能でしょうが、こればかりは今、4年後からはというのはちょっとはっきりお答えできないんですが、申しわけありません。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市のふれあい交流体験館及び観光いちご、ブルーベリー園の指定管理ですね。それと、いっぴのほうですよね。これは2つ指定管理の提案がされているわけですが、まず、ふれあい交流体験館の本館加工体験施設でございますが、これはもともと今でもそうですが、菓子パンが主力なんですよね。それで、一般の食事用のパン、これを往復して、大和久福祉会の食事等に活用するというふうになれば、もっと利用等は高まるのかなというふうに思いますし、さらに、さまざまな販路拡大を考えていけばいいのかなというふうには考えます。

また、観光いちご園、ブルーベリーにつきましても、単に生産をするというだけでなく、例えば東京スカイツリー等のほうにも供給できるような販路の拡大を検討して、赤字赤字ということで赤字を生産するための生産組合じゃなくて、本当にこの地域の売れるものを生産して、販売の拡大をどう図るかという点を進めるべきではないかなというふうに思うんです。

その点で、農政課長の説明は十分理解できるんですが、果たして今、議員各位がさまざまな質疑の中で、まだまだ本当にこれを軌道に乗せて黒字にすることができるのかどうかという点については不安もあろうかというふうに思いますので、先ほど中山議員のほうからもありましたように、やはり今回、きょうここで決定しないで、常任委員会等に付託をして、そしてもっと詳細な中身についての研究をされて、できれば顔の見える指定管理ということで、相手方とも接触を図って、やる気があるかないかまで含めて交流を図って、そして決めていただければ、

なお安心して指定管理が任せられるのかなと思いますので、常任委員会に付託をするということ
を中山議員と一緒に提案したいというふうに思います。

○議長（佐藤雄次郎） 休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時58分

○議長（佐藤雄次郎） それでは、再開いたします。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 今、休憩中にもお話があったように、この日程については議運も開
いて、こういうふうな形になったので、そういう意見もあるかもしれませんが、課長が
言うように3年間でパンもイチゴも含めて、努力するということでもあります。イチゴは、TP
Pの問題で今、農政関係で大変だとは思いますが、JAあたりがもう少し本気になっ
てくれば、それは悪くない話なんですけれども、それらも含めて、きょうはここで今、議論
して解決したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので議長において議事を進行し、これで質疑を
打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第14号について、原案のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第15号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第19 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりです。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第6号の所管の総務企画常任委員会に、陳情書第7号は所管の文教福祉常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月4日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

〔午後 4時02分散会〕